公共交通ネットワークの再構築に向けた支援

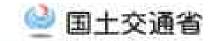
~地域公共交通確保維持改善事業 平成28年度予算案等について~

(注)平成28年度予算の成立を前提として、現時点で予定しているものであり、今後、内容等に変更があり得る。

平成28年3月 総合政策局 公共交通政策部



地域公共交通確保維持改善事業



コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの 再構築に向けた取組みを支援

平成28年度予算額 229億円 (対前年度比0.79) ※H27補正を含め 278億円 (対前年度比0.96)

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

〇 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網 形成計画

> 一 地域公共交通再編実施計画の 策定に係る調査

地域公共交通再編 実施計画

国の認定

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

く支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- 〇 バス車両の更新等
- 〇 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア、内方線付点状ブロック、 多機能トイレ等の整備、ノンステップバスの導入等
- O LRT・BRTの整備
- 〇 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 〇 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画 、に基づく事業の実施
 - ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等の ためのバス路線の再編やデマンド型等の多様 なサービスの導入
 - •LRT•BRTの高度化
 - ・地域鉄道の上下分離等

※駅のエレベーター整備や交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁予算 80億円の内数) において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算 36億円の内数)において、それぞれ引き続き支援。

支援内容を充実

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

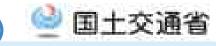
平成28年度予算額 15億円 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 〇 被災地の幹線バスの運行
- 〇 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

1

平成27年度補正予算の概要(地域公共交通確保維持改善事業)



○ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業:安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道 事業者が行う軌道改良や防護施設等の整備等を支援。

平成27年度補正予算額 49億円

○本年9月の関東・東北豪雨により、土砂崩れによる線路の閉鎖、線路の流出などの被害が発生し、列車の運休を余儀なくされた。類似の被害が発生するおそれのある設備について、災害時の被害を最小限にするため防災・減災対策を緊急的に講じる必要があることから、予算の不足を生じたもの。













(H27.9 小湊鐵道)

(H27.9 関東鉄道)

法面固定

落石等防護設備

軌道改良

■ 補助対象事業者:鉄軌道事業者

■ 補助率: 国 1/3 または 1/2

■ 補助対象設備 : 法面固定、落石等防護設備、防風設備、電路設備 等

- バリアフリー化設備等整備事業:災害時における高齢者や障害者などの要配慮者の避難・移動手段を確保し、被害を最小限に留めるため、旅客施設・車両のバリアフリー化を支援。
- 〇本年9月の関東・東北豪雨や各地で相次ぐゲリラ豪雨、鹿児島県の桜島噴火など自然災害が頻発している。 こうした災害時に迅速な防災行動をとりにくい高齢者等の避難・移動手段を確保するため、鉄道駅、旅客船 ターミナル及び避難輸送にも利用できる車両のバリアフリー化を喫緊に行う必要があることから、予算の不 足を生じたもの。



エレベーター



スロープ

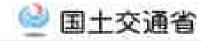


ノンステップバス

■ 補助対象事業者:交通事業者等

■ 補助率: 国 1/3等

事業内容の見直しの概要



交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)に掲げられた目標の達成に向けて、計画に基づく施策の着実 な進捗を図ることとし、全国各地における地域の多様な関係者の連携による生活交通の確保・維持に向けた取 組を効率的かつ効果的に支援。

これまでと同様の着実な支援を基本としつつ、より実情に即した形での支援に見直し

〇地方路線バスの利便性向上と運行効率化の推進

地域公共交通再編実施計画に基づき、地方の路線バスで車両小型化とサービス改善やデマンド交通化を一体で行う 取組等に対して支援を充実

- ◆ ゾーンバスの支線系統等へ小型車両を導入する場合の補助対象化
- 路線バスからデマンド型運行へ転換する場合のセダン型車両の補助対象化
- ◆ 車両の購入時一括補助化



〇計画策定等支援の充実

補助対象事業者に地方公共団体を追加し、より地域の実情に即した形での支援へと転換

〇被災地のバス交通等に対する着実な支援

復興・創生期間においても、被災地のバス交通等について、復旧・復興の進捗に応じたきめ細やかな支援を継続

(地域間輸送)

- 沿岸部・内陸部の応急仮設住宅経由系統・・・復興特会
- 上記以外の系統及び車両の購入・・・一般会計

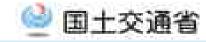
(地域内輸送)

仮設住宅と病院、商店等を結ぶ有償運送・・・復興特会





地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域間幹線系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 〇 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 〇 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法> 予測費用

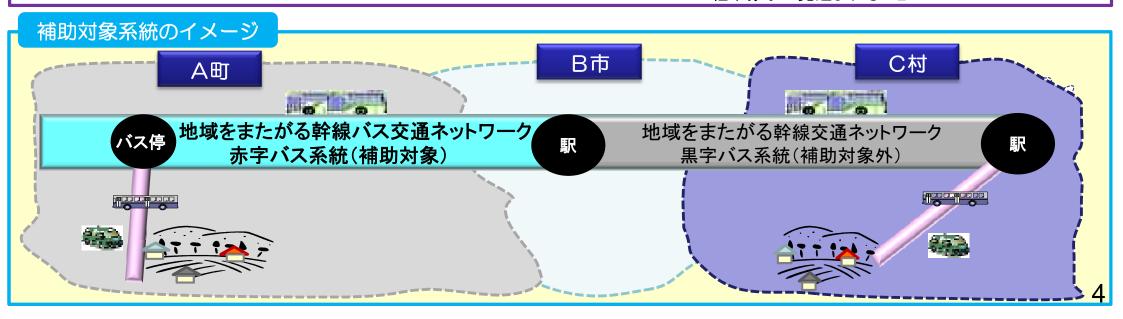
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

予測収益

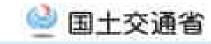
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 ×系統毎の実車走行キロ) 〇 補助率

1/2

- 〇 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること (平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - 輸送量が15人~150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たり の輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必 要と考えられる人数)
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、 震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を 満たさない系統については輸送量要件を緩和(一定期間) (平成28年度見直し)
 - ・経常赤字が見込まれること



地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:地域内フィーダー系統補助)



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

〇 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法> 予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額 ×系統毎の実車走行キロ)

予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額

×系統毎の実車走行キロ)

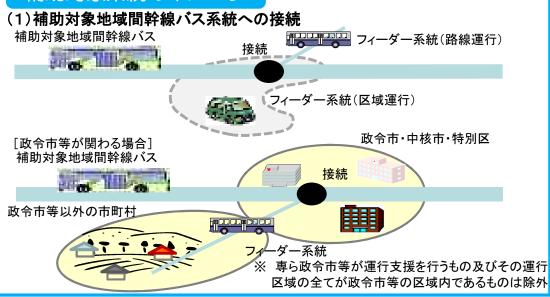
〇 補助率

1/2

〇 主な補助要件

- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること 又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的 とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を 有するものであること
- 新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1便以上であること (定時定路線型の場合に限る。)
- 経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



(2)交通不便地域

①過疎地域等

接続

②交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域 フィーダー系統(路線運行)

地域間交通ネットワーク

地域間交通ネットワーク

接続

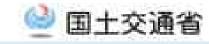
フィーダー系統(区域運行)

①過疎地域等

②交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

*地域間交通ネットワーク:黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線 バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:車両購入に係る補助)



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新の減少による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

〇 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統:一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統:一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

〇 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(地域公共交通再編実施計画に位置付けられた

系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両:1,500万円
- ② ワンステップ型車両:1,300万円
- ③ 小型車両 :1,200万円

〇 補助率

1/2

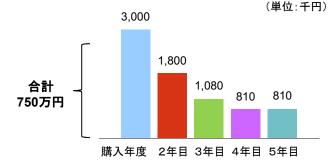
〇 主な補助要件

- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の 用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人 以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
- ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
- ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
- ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ 定員29人以下の車両)

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

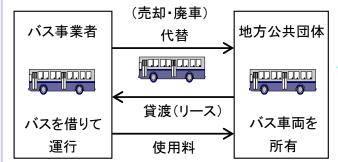


車両購入に係る 減価償却費・金融費用を 5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、 年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>

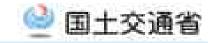


協議会で、 老朽車両の代替を含む

「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付 1年目 375万円 2年目 375万円

地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)



離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交 通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援。

離島航路運営費等補助

制度概要

- ・補助対象は唯一かつ赤字の航路
- ・事前算定方式による内定制度
- ・ 補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込 により求める標準化方式を採用
- ・欠損見込額全体に対する補助充足率は1/2
- ・補助対象期間は10月から9月の1年間
 - ※補助対象航路 121航路110事業者(H27年度)

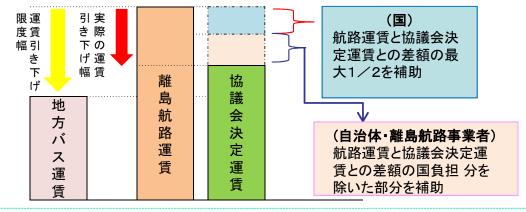
補助対象航路の主な基準

- ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実 施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- ② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、 以下のいずれかに該当すること。
 - イ) 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不 便となること。
 - ロ) 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点 港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定 された航路であること。
- ③ 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- ④ 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を 輸送していること。
- ⑤ 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められ ること。

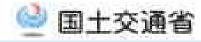
離島住民運賃割引補助

制度概要

- ・当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、 地域(自治体等)による負担等を勘案して、協議会において 運賃水準を決定
- ・運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の1/2 を含め、国が補助



地域公共交通確保維持事業 (離島航空路補助)



離島航空路が、離島住民の日常生活に重要な役割を果していることから、安定的な輸送の確保のために運航 費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のために離島住民割引補助を実施。

離島航空路運航費補助

制度概要

- ・補助対象路線は、経常損失が見込まれる離島路線のうち、地域の 協議会で決定された最も日常拠点性を有する路線
- ・事前算定方式による内定制度
- ・補助対象経費は、実績損失見込み額と標準損失額のいずれか。 低い方
- ・補助対象経費の1/2以内を国が補助(残り1/2は地域で負担)
- ・補助対象期間は4月から翌年3月までの1年間
- ※H27年度運航費補助対象路線 18路線/54路線

離島住民運賃割引補助

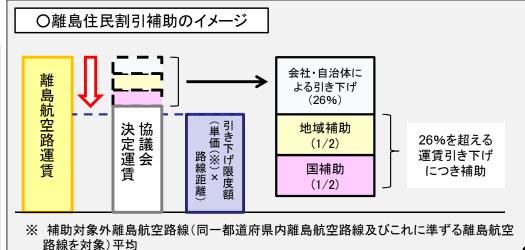
制度概要

- ・離島住民に対する割引運賃を設定する場合に、運賃引き下げによる 損失額の1/2を国が補助(残り1/2は地域で負担)
- 引き下げ限度額は、同一都道府県内離島航空路線及びこれに準ずる 路線(県庁所在地までの路線よりも距離が短い県外路線)のうち、 補助対象外路線の平均単価に路線距離を乗じた金額
- ・最も日常拠点性を有する路線に加え、一定の要件を満たすこれに 準ずる路線についても補助対象
- ・実際の運賃水準は協議会において決定

補助対象路線の主な基準

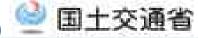
補助対象期間に経常損失が見込まれる離島航空路線において①~④ の基準を満たすこと。

- ① 当該離島にとって最も日常拠点性を有する地点を結ぶ路線である
- ② 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と前項の地点 の間の所要時間が、概ね2時間以上であること。
- ③ 二以上の航空運送事業者が競合関係の下で経営する航空路線で ないこと。
- ④ 当該離島航空路線に係る運航計画の内容が、当該離島航空路線 の確保維持を図るため適切なものであって、その実施が確実である と認められること。



路線を対象)平均

地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)



高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー 化を一体的に支援。

- •補助対象事業者:交通事業者等 •補助率:1/3等
- 〇鉄道駅、旅客ターミナル(バス・旅客船・航空旅客)のバリアフリー化、待合・乗継施設整備 (段差の解消<u>(※)</u>、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型トイレの設置等)

補助率: 1/3



車椅子用階段昇降機



ホームドア



視覚障害者誘導用ブロック



障害者対応型トイレ

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入 補助率:1/4又は補助対象経費と通常車両価格の 差額の1/2のいずれか低い方(上限140万円)



ノンステップバス



リフト付きバス

〇福祉タクシーの導入 補助率:1/3



福祉タクシー

○情報提供<u>(※)</u> (発車案内表示システム等)

補助率:1/3



発車案内表示システム

地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)



バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援。

•補助対象事業者:交通事業者等

•補助率:1/3等

支援対象メニュー(例)

OLRTシステムの導入に要する経費





<低床式車両の導入>

<停留施設の整備>

※ LRT: 低床式路面電車による幹線的な交通システム

OBRTシステムの導入に要する経費



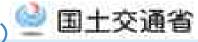
<連節バスの導入>

※ BRT:連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

◆LRT・BRTの導入等について、下表の左欄に掲げる事業は、それぞれ右欄のとおり補助率をかさ上げ。

事業	補助率
「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に基づいて実施される事業	2/5
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通 戦略の双方に基づいて実施される事業	1/2
地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は 道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1/2

地域公共交通バリア解消促進等事業(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業



安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援。

- 補助対象事業者:鉄軌道事業者
- 補助対象事業
 - ・車両設備の更新・改良
 - ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等の修繕 ※1
 - ※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく 鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援
- 補助率: 国 1/3 または 1/2 ※2
 - ※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく 鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、財政 状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、 補助率 1/2





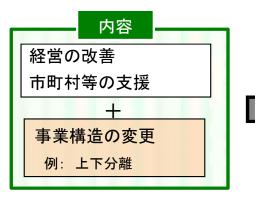
車両の更新

レールの修繕

(参考)鉄道事業再構築事業

- ○継続が困難又は困難となるおそれのある 旅客鉄道事業の経営改善を図る
- 〇市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、 国土交通大臣による認定を経て実施
- <実施中の事業者>

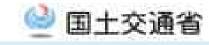
福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、 北近畿タンゴ鉄道、四日市あすなろう鉄道





自治体が鉄道施設を保有し、設備更新経費を負担する等して支援

地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業(計画策定事業) (世域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))



地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に要する経費を支援。

地域公共交通調査事業(計画策定事業)

- ○補助対象者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、多様な地域の関係者により構成される協議会、地方公共団体(平成28年度見直し) 地域公共交通網形成計画等
- 〇補助対象経費:地域の公共交通の確保維持改善に係る計画(地域公共交通再編実施計画を除く。)の策定に 必要な経費

(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、 協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

〇補助率:定額(上限2,000万円)

※予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。

地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業)

- 〇補助対象者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)<u>、地方公共団体(平成28年度見直し)</u>
- 〇補助対象経費:地域公共交通再編実施計画の策定に必要な経費

(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、 協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

○補助率:定額(上限2,000万円)

※予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。

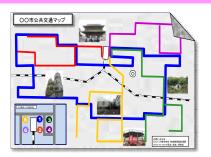
地域公共交通調査等事業(地域公共交通調査事業(計画推進事業)) 地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業))



地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)、地方公共団体(平成28年度見直し)
- •補助率:1/2
- ・補助対象期間:地域公共交通調査事業(計画推進事業):地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間 地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業):地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間 (認定期間内に限る。)

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
- ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
- ※3 モビリティマネジメント:過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



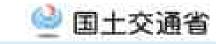
協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- 事業実施に係る目標達成状況の把握・検証 (満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた事業改善方策の検討 (協議会委員の旅費・日当等)

地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

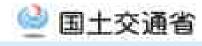


地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対して重点的な支援を実施。

- 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- LRT・BRTの高度化
- 〇 地域鉄道の上下分離等



需要規模が小さい地方路線バスの利便性向上と運行効率化の推進



需要規模が小さい地方部のバス路線について、ミニバンやセダンといった車両へのダウンサイジングと合わせて 増便や定時性の向上などのサービス改善やデマンド交通への転換を行う取組等に対して支援を拡充し、地域公 共交通ネットワークの効率化・再編を推進(地域公共交通再編実施計画に基づく特例)

【地域間幹線系統】

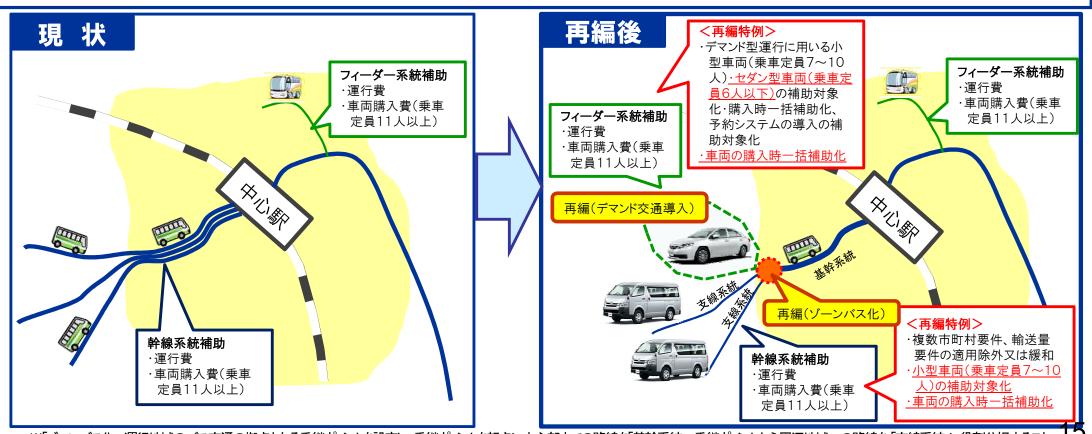
- ・ゾーンバス化等により、基幹系統と支線系統とに運行系統を分けることで地域間幹線補助系統の要件を満たさなくなる系統 についても補助対象化(複数市町村要件、輸送量要件の除外)
- ・上記の対象となる系統以外の系統について輸送量要件(15人/日)の緩和(3人/日)
- ・ゾーンバスの支線系統等の効率的な運行を実現するため、小型車両(乗車定員7~10人)を補助対象化(平成28年度見直し)

【地域内フィーダー系統】

- ·路線バスからデマンド型運行への転換に関し、小型車両(乗車定員7~10人)及び予約システムの導入を支援。
- ・地域の実情に応じた効率的な運行を実現するため、セダン型車両(乗車定員6人以下)を補助対象化(平成28年度見直し)

【共通】

バス会社の資金 繰りや金融費用 削減のため、 車両の購入時 一括補助化 (平成28年度 見直し)



地域公共交通確保維持事業(陸上交通:予約型運行転換経費補助)



地域公共交通再編実施計画に基づく路線バスからデマンド型運行への転換に関し、小型車両<u>(セダン型車両を</u> 含む。) 及び予約システムの導入を支援<u>(平成28年度見直し)</u>

小型車両の導入

デマンド型交通を導入しようとする地域は道幅が狭隘な道路等も多いことから、 小回りも利き、効率的な運行にも適した小型の車両が多く用いられている状況に 鑑み、デマンド型運行に用いる小型車両(セダン型車両を含む。)の導入を支援

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【補助対象経費】

乗車定員10人以下の車両<u>(セダン型車両を含む。)</u>の購入に係る経費(上限500万円) (※)バリアフリー化対応のための改造費を含む。

【補助率】

1/2













予約システムの導入

デマンド型運行において、利用者登録、利用者からの電話等による予約受付、最適運行ルートの検索・設定・運行等一連の流れについて、関連機器一式 (共有サーバ(クラウド方式)、PC、車載器)により一括管理し、ドアツードアの効率的なサービス提供を可能とする予約システムの導入を支援

【補助対象事業者】

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【補助対象経費】

予約システム導入に係る経費(関連システム開発、機器導入、 オペレーター研修に要する経費) (上限1,300万円)

【補助率】

1/2

○初期経費イメージ



受付端末、オペレーター研修



車載器

地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援内容



	通常の支援内容	国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に 位置付けられている場合の支援内容			
地域公共交通網形成計画・ 地域公共交通再編実施計画の 策定等 【地域公共交通調査等事業】	計画策定 (定額:上限2,000万円)	計画策定 (定額:上限2,000万円) <u>利用促進・事業評価</u> (補助率:1/2) ※地域公共交通網形成計画については最大2年間			
路線バス・デマンド型タクシーの 運行 【地域公共交通確保維持事業(陸上交 通:地域間幹線系統補助・地域内フィー ダー系統補助)】	対象系統 【地域間幹線系統】 ① 複数市町村にまたがるもの ② 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ③ 輸送量が15人~150人/日と見込まれるもの 【地域内フィーダー系統】 ① 政令市、中核市、特別区以外において補助対象地域間 幹線バス系統を補完するもの又は交通不便地域におけ る移動手段の確保を目的としたもの ② 新たに運行を開始するなどの新規性があるもの 【共通】 車両減価償却費等補助又は公有民営補助 (補助率:1/2)	対象系統 【地域間幹線系統】 イ. 路線再編により、従来の補助対象系統を基幹系統と支線系統に分ける場合の再編後の系統 ⇒・①及び③の要件の適用除外 ・支線系統における小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 ロ. イ. の対象となる系統以外の系統 ⇒・③の要件の緩和(最低輸送量:3人/日) ・小型車両(乗車定員7~10人)の補助対象化 【地域内フィーダー系統】 ①の要件:政令市等以外とする地域限定の解除 ②の要件:従前から運行している系統のみなし適合 【共通】 車両減価償却費等補助、車両購入時一括補助又は公有民営補助(補助率:1/2)			
路線バスからデマンド型タクシーへの転換 【地域公共交通確保維持事業 (陸上交通:予約型運行転換経費補助)】		デマンド型運行に用いる小型車両(乗車定員7~10人)・セダン型車両(乗車定員6人以下)の補助対象化・購入時一括補助化、予約システムの導入の補助対象化 (補助率:1/2)			
離島航路の運営 【地域公共交通確保維持事業(離島航 路運営費等補助)】	対象航路:唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業 (補助率:1/2)	対象航路: 唯一かつ赤字の一般旅客定期航路事業、左記の 補助対象航路から転換する <u>人の運送をする不定期航路事業</u> 及び人の運送をする貨物定期航路事業(補助率: 1/2)			
LRT・BRTの整備 【地域公共交通バリア解消促進等事業 (利用環境改善促進等事業)】	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率:1/3)	低床式路面電車、連節バスの導入等 (補助率:2/5(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業を実施 する場合や、立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略(注)も 策定されている場合は、1/2)) (注)国の認定を受けたものに限る。			
地域鉄道の安全対策 【地域公共交通バリア解消促進等事業 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)】	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、財政力指 数が厳しい自治体が負担する費用相当分については1/2))	安全設備の整備等 (補助率:1/3(鉄道事業再構築事業を実施する場合、 <u>自治体が</u> 負担する費用負担相当分については1/2)) 17			

被災地特例 (被災地域地域間幹線系統確保維持事業・特定被災地域公共交通調査事業)



復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件を緩和した地域間輸送

(沿岸部及び内陸部における応急仮設住宅経由系統)

- →被災地の復興のために真に必要な事業に重点化(平成28年度見直し)
- ・輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
- ・補助対象系統の緩和等:路線バス以外にも、貸切バス等も補助対象化

(1)補助率

収支差の1/2

(2)特例措置の期間

平成23~32年度

(3)対象地域

岩手県、宮城県、福島県の全市町村(H27年度実績)

地域内輸送

(特定被災地域公共交通調查事業)

○補助対象事業

- ・避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の 移動確保を目的とする有償の地域内輸送等
- →自立可能な運行へ誘導を図っていく観点から、補助対象を有償の地域内輸送に限定(平成28 年度見直し)

(1)補助率

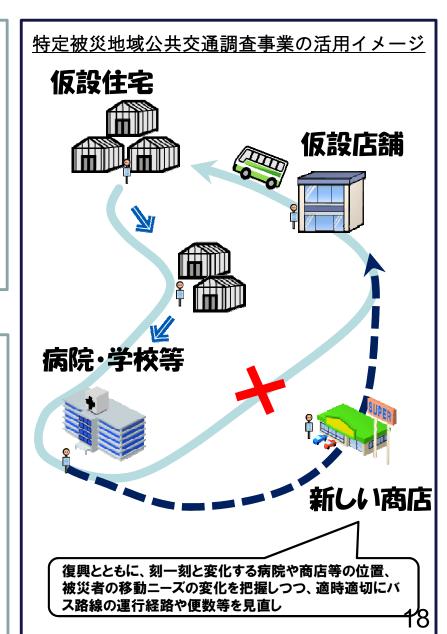
定額補助

(応急仮設住宅の箇所数に 応じて上限額を設定)

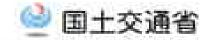
- (2)特例措置の期間
 - ・平成23~32年度
- (3)対象地域
 - ・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)(H27年度実績)





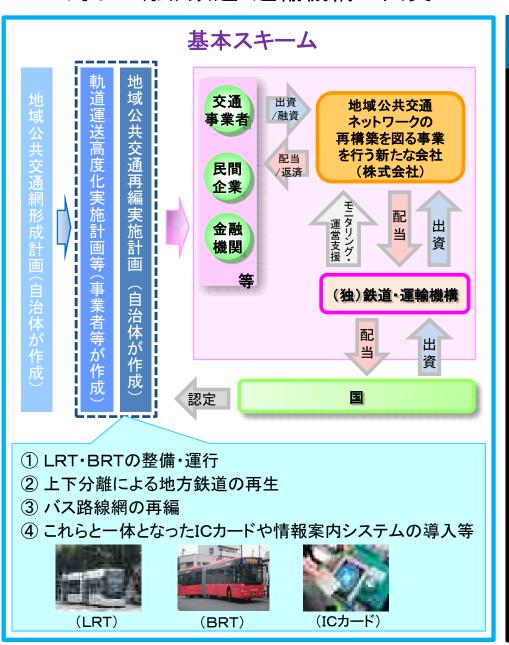


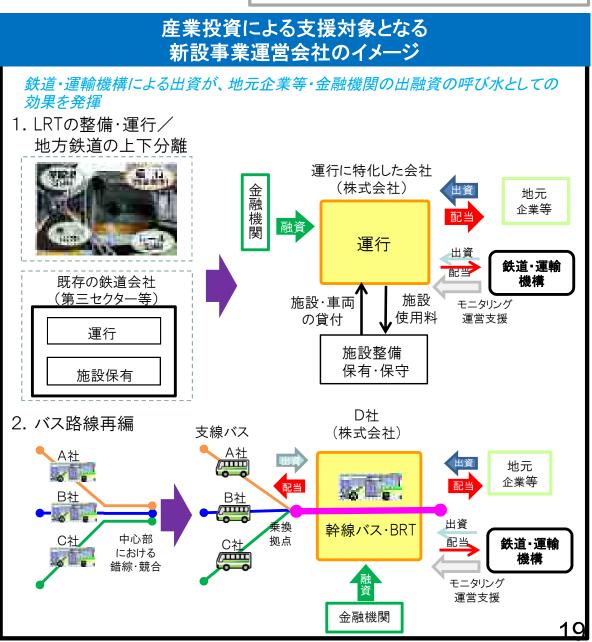
(独)鉄道・運輸機構の出資制度の概要



〇 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社 に対して(独)鉄道・運輸機構が出資

平成28年度財政投融資計画 産業投資 12億円 (対前年度比1.20)





「次の時代」に向けた質の高い観光立国を推進するためには、二次交通対策を はじめとする外国人受入環境整備が必要。

H28予算 8,000百万円の内数

具体的な取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」

で議論された受入環境整備の課題

国交省の「**地方ブロック別連絡会**」において 整理した地域における受入環境整備の課題

平成28年度予算で課題解決し、大きく前進させる。

二次交通対策

- (1)空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のインバウンド対応 の支援
- ■デジタルサイネージの設置



■手ぶら観光の推進



■空港、駅等におけるWi-Fi環境整備



■企画乗車券の企画・開発支援



- (2)車両・移動経路・情報提供・交通サービス等に係るインバウンド対応の支援
- ■多言語バスロケーションシステムの設置



■全国主要エリアで利用可能な 交通系ICカードの導入



■エレベーター・スロープ等の設置



■インバウンド対応型鉄道車両の整備



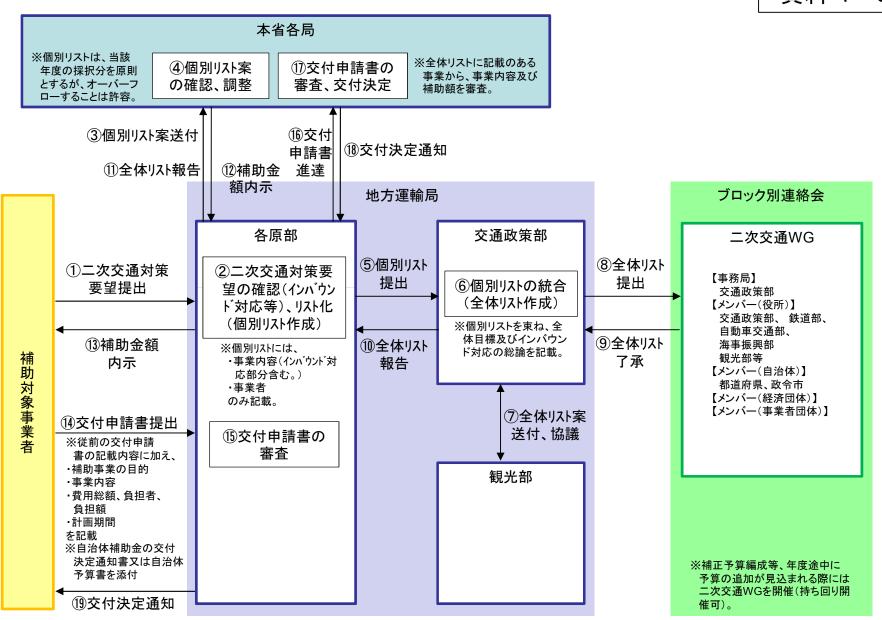
資料 4-2

〇地域公共交通確保維持改善事業等の補助対象設備等の整理(平成28年度)

				ᆉᄆᆈᄝᆝᄔᄯᅩᇏᄀᄪᅜᅓᄖᄧ	外关长凯纵入中人业发去来 事
		事業名	地域公共交通確保維持改善事業 (約229億円)		鉄道施設総合安全対策事業費 補助(鉄道局予算約36億円の 内数)
補助対象事業の種別		の種別	補助対象設備等		
	地域間幹線 統	地域間幹線系 統	民営方式車両購入費	_	_
通確保維持 ダー 事業 離		地域内フィー ダー系統	·運行費、車両減価償却費等、公有 民営方式車両購入費、予約型運行 転換経費	_	_
		離島航路	·運営費、運賃割引、構造改革(船舶 代替建造費等)	_	_
		離島航空路	•運航費、運賃割引	_	_
地域公共交通バリア解消促進等事業	バリアフ リー化設 備等整備 事業	鉄道	・段差解消(階段昇降機に限る。)等・ホームドア(右記を除く。)等・誘導用ブロック・障害者対応型便所 等	・段差解消(多言語表記等を行うエレベータ又はスロープに限る。)等・ホームドア(東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等において整備する場合に限る。)等	_
		自動車	 ・ノンステップバス・リフト付きバス (右記を除く。)、福祉タクシー(右記 のユニバーサルデザインタクシーを 除く。) ・福祉タクシーの共同配車センター ・バスターミナル等の段差解消、誘 導用ブロック、障害者対応型便所等 ・バスターミナル等の待合施設 	・ノンステップバス・リフト付きバス (空港アクセス又は観光周遊に使用 するものに限る。)、ユニバーサルデ ザインタクシー(定額運賃で空港アク セス又は観光周遊に使用するもの に限る。)	_
		海事	・高度バリアフリー化船 ・旅客船ターミナルの段差解消、誘導用ブロック、障害者対応型便所等 ・旅客船ターミナル等の待合施設、 情報提供案内板等	I	_
		航空	・航空旅客ターミナルの段差解消、 誘導用ブロック、障害者対応型便所 等・航空旅客ターミナル等の待合施 設、情報提供案内板等	_	_
	利用環境改善機	鉄道	・鉄軌道駅等の生活支援機能施設・LRTシステム(ICカードシステムを除く。)	・全国系ICカードの利用を可能とするシステム ・ロケーションシステム(多言語表記等を行うものに限る。)	_
		自動車	・BRTシステム(PTPS(右記を除く。) 等を含み、ICカードを除く。)	・PTPS(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。) ・全国系ICカードの利用を可能とするシステム ・バスロケ(多言語表記等を行うものに限る。)	_
		海事	_	・全国系ICカードの利用を可能とす るシステム	_
	鉄道軌道 安全輸送 設備等整 <u>備事業</u>		・車両設備の更新・改良・修繕・鉄道事業再構築事業を実施する事業の設備全般の整備		・車両設備以外の設備の整備
公共交通調査等事	地域公共 · 交通調査 事業	計画策定	・地域公共交通網形成計画等作成 のための調査	・訪日外国人旅行者を含む利用者 の移動円滑化のための二次交通に 関する調査	_
		計画推進	・公共交通マップ、総合時刻表等の 作成 ・企画切符発行 等	・公共交通マップ、総合時刻表等(多言語表記等を行うものに限る。)の作成・訪日外国人旅行者を含む利用者向けの企画切符発行 等	_
	交通再編	再編計画策定	・地域公共交通再編実施計画作成 のための調査	_	_
		再編計画推進	・公共交通マップ、総合時刻表等の 作成・企画切符発行 等	-	_

注1:「補助対象事業の種別」名は地域公共交通確保維持改善事業のもの。 注2: 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業については、補助対象設備等のうち一部を記載。

資料 4-3



2月10日時点版

資料4-4

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。) の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法 律第179号。以下「適正化法」という。)及びに同法施行令(昭和30年政令第255号。 以下「適正化法施行令」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定 めるところによる。

目次

第1編 共通事項

第 A 編 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上 第 a 章 インバウンド対応支援【補助事業】

第 B 編 二 次 交 通 対 策 事 業

第a章 二次交通の機能強化【補助事業】

第 p 節 バリアフリー化設備等整備事業

第 q 節 交通サービス利便向上促進等事業

第 r 節 鉄道軌道輸送設備整備事業

第 s 節 地域公共交通調査事業

第 C 編 地方での消費拡大に向けた環境整備 第 a 章 観光案内所の機能向上 【補助事業】

第1編 共通事項

(目的)

第1条 この補助金は、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等二次 交通対策に要する経費の一部を国が補助することにより、訪日外国人旅行者の受 入環境の整備を推進することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

_

第A編 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上

第 B 編 二次交通対策事業

第a章 二次交通対策の機能強化

第 p 節 バリアフリー化設備等整備事業

(補助対象事業等)

- 第74条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本節における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表Pに定めるものとする

(補助金の額)

第76条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表Pに定める補助率を乗 じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに 様式第p-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第78条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第p-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第p-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽 微な変更にあっては、この限りでない。
 - 二 別表 P に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の 1 0 %以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第p-Oによる 変更届を大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第p-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請 の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、 その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第82条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第p 5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四 半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第83条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第p-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第p-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第84条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第p-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第85条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式 p - 9 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第86条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

- 第87条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に 関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなけれ ばならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第88条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等 を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助 金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第89条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存 しておかなければならない。
 - ー 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
- 2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第90条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第91条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年 数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受け ないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第p-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第 q 節 交通サービス利便向上促進等事業

(補助対象事業等)

- 第92条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本節における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表Qに定めるものとする。

(補助金の額)

第94条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表Qに定める補助率を乗 じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第95条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに 様式第p-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(準用規定)

第97条 第78条から第91条までの規定は、第92条第1項の補助対象事業を 行う場合において準用する。

第 r 節 鉄道軌道輸送設備整備事業

(補助対象事業等)

- 第98条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大 臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算 の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 1 本節における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備とする。

- 2 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、 車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。
- 3 本節における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う 鉄軌道事業者とする。
 - 一 地方公共団体 (第三種鉄道事業者を除く。)
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

(交付の対象等)

- 第100条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備 に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)とする。
- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控 除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が 出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。 この場合においては、第102条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができ ない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならず、かつ、様式第qー 11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

(補助金の額)

第101条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第102条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第p-1による補助金交付申請書、を、大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

- 第103条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第p-3による 交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽 微な変更にあっては、この限りでない。
 - 二 様式第p-1別紙3に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を

変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30% 以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式p-Oによる変 更届を大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第105条 第78条及び第80条から第91条までの規定は、第98条第2項の 補助対象事業を行う場合において準用する。

第 s 節 地域公共交通調査事業

第1款 調査事業

(補助対象事業者)

- 第106条 本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若 しくは交通施設の管理者等からなる協議会(以下「協議会」という。)又は都道府 県若しくは市区町村とする。
- 2 前項の協議会は、以下の者によって構成される。
 - ー 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局 等」という。)
 - 四 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の 実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

(交付の対象等)

- 第107条 大臣は、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この節において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。
- 2 補助対象経費及び補助率については、別表Sのとおりとする。

(補助金交付申請)

第108条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第s-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第109条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、 審査のうえ、交付決定を行い、様式第s-2による交付決定通知書により補助対 象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

- 第110条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更(軽微な場合を除く。) をする場合には、あらかじめ様式第s-3による交付決定変更申請書を大臣に提 出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」(昭和30年中央連絡協議会)による。

(交付決定の変更及び通知)

- 第111条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査 のうえ、交付決定の変更を行い、様式第s-4による交付決定変更通知書により 補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第112条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請 の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、 その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第113条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、 その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第114条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、 又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。 ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、 この限りではない。

(状況報告)

- 第115条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 s-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに 大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第116条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第s-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第117条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表Sに定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第s-7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第118条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、 様式第s-8による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第119条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出 に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなけ ればならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第120条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第121条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保 存しておかなければならない。
 - ー 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
- 2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第122条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第123条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用 年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受 けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第s-12による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第2款 利用促進事業

(補助対象事業者)

第124条 本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

(交付の対象等)

- 第125条 大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 補助対象経費及び補助率については、別表Sのとおりとする。

(準用規定)

第126条 第106条第2項及び第108条から第123条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第108条中 「様式第s-1」とあるのは「様式第s-9」と読み替えるものとする。

調整中

第 C 編 地方での消費拡大に向けた環境整備 第 a 章 観光案内所の機能向上 【補助事業】

別表 P (第 条第 項関連)

バリアフリー化設備等整備事業 (補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補加率
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(訪日	1/3
		外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語	
		又はピクトグラムによる表記(以下「多言語表記等」という。)	
		を行うエレベーター又はスロープに限る。)等に要する経費	
		のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償	
		費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))	
		・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(転落防止設備の整	
		備(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場	
		周辺駅、空港駅、空港乗換駅において整備する場合に限る。)	
		等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附	
		帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する	
		経費に限る。))	
自動車	一般乗合旅客自動	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費	1/3
	車運送事業者(路	(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザイ	(ただし、ノ
	線定期運行を行う	ンタクシーの導入・改造(ノンステップバス及びリフト付	ンステップバ
	者に限る。)、一般	バスは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに、ユニ	ス、リフト付
	乗用旅客自動車運	バーサルデザインタクシーは定額運賃で空港アクセス又は	バスについて
	送事業者、これら	観光問遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両	は、1/4又
	の者に車両を貸与	本体及び車載機器類の価格、改造費)	は当該補助対
	する者		象経費と通常
			車両価格との
			差額に1/2
			を乗じて得た
			額のいずれか
			少ない額

(注)

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補

調整中

助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、 様式第 p - 1 1 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

- 3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス 認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け 国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付 け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、 標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しよう とする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
- 4. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日国自旅第192号)に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

	文通り	一口人们则可工论连守事未(椭切对系事未有守)	
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	・全国系 I Cカードの利用を可能とするシステム、ロケーシ	1/3
		ョンシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必	
		要な情報の多言語表記等を行うものに限る。) 導入その他 I	
		Tシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設	
		備整備費等)	
自動車	一般乗合旅客自動車	・公共車両優先システム(PTPS)に係る車載器の整備(空	1/3
	運送事業者、バスタ	港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するもの限	
	ーミナル事業を営む	る。)に要する経費	
	者、一般乗用旅客自	・全国系 I Cカードの利用を可能とするシステム、バスロケ	
	動車運送事業者、こ	一ションシステム(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際	
	れらの者を構成員に	に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)、その他	
	含む団体、及び上記	ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、	
	に準ずるものとして	設備整備費等)	
	大臣が認定した者		
海事	国内一般旅客定期航	・全国系 I Cカードの利用を可能とするシステム導入その他	1/3
	路事業を営む者及び	ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、	
	国内一般旅客定期航	設備整備費等)	
	路事業を営む者に船		
	舶を貸与する船舶貸		
	渡業を営む者		

交通サービス利便向上促進等事業 (補助対象事業者等)

(注)

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第p-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 「全国系 I Cカード」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

調整中

別表S(第 条第 項·第 条第 項関連)

地域公共交通調査事業 (補助対象経費等)

	補助対象経費	補助率
調	(1) 訪日外国人旅行者を含む利用者が移動を円滑に行うための二次交通に関する	定額(上限額2,
査事業	調査に係る事業	000万円)
業	・調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費	
	用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費	
	用、訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用、短期間の実証調査	
	のための費用等)	
利用	(1)利用促進に係る事業	1/2
促	・公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行	
進事	う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費	
業	・公共交通乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要	
	な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費	
	・訪日外国人旅行者を含む利用者向けの割り運賃設定、企画切符発行等に要す	
	る経費(害児運賃の設定に伴う 減収分の補填については含まない。)	
	・地域におけるワークショップの開催に要する経費	
	(2) 利用促進の効果等の評価に係る事業	
	・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費	
	・協議会開催等の事務費	
補助	金の額 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。	
(利)	用促進事業 (1) 補助対象経費の実績額	
にあ	っては補助 (2)補助金交付決定額	
対象	経費の額) (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した者	頁

(注)

- 1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第s-13に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

28年度概算決定額 1,000億円 [うち優先課題推進枠227億円] (新規) (事業費ベース 2,000億円)

事業概要•目的

- ○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、 地方創生の深化のための新型交付金を創設
 - ①<u>自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを</u> 支援
 - ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来 の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な 「成果目標 (KPI)」 の設定

「PDCA サイクル」 の確立

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組
- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成例)ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ②既存事業の<u>隘路を発見し、打開する取組</u>
- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開する ために行う取組
- ③先駆的・優良事例の横展開
- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

○自治体は、対象事業に係る地域再生計画(複数年度 の事業も可)を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ

玉

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

交付金(1/2)

期待される効果

○
 ○
 ○
 た駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と 交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活 躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版 DMO・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に東ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地方創生推進人材の育成・確保

・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方 創生カレッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材 ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、 それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の 事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆地域ぐるみの働き方改革

・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方 公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の 地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、 地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや 既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進す るとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を 目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

資料5-2

平成 28 年 1 月 14 日 内閣府地方創生推進室

新型交付金(「地方創生推進交付金」)の取扱い(案)について

28 年度当初予算が昨年 12 月 24 日に閣議決定されたところであるが、新型交付金(「地方創生推進交付金」)については、27 年度補正予算の執行と併せ、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取組を円滑に執行できるよう、内閣府地方創生推進室として、地方創生推進交付金の取扱い(案)をお示しするものである。

なお、今後、国会における予算等審議の動向や地方創生加速化交付金の執行 状況等を踏まえ、地方創生推進交付金の本取扱い(案)の内容の変更がありうる ことに留意願いたい。

I. 基本的な考え方

- ① 地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体 の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。
- ② 支援対象である先導的な事業は、以下の3タイプとする。
 - ・先駆タイプ…官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業
 - ・横展開タイプ…先駆的・優良事例の横展開を図る事業
 - ・隘路打開タイプ…既存事業の隘路を発見し、打開する事業
- ③ 各事業毎に、ふさわしい具体的な KPI (重要業績評価指標)を設定し、PDCA サイクルを整備することが必要である。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について公表するとともに、国への報告を行う。
- ④ 今般、地方創生推進交付金については、地域再生法に位置づけ、法律補助とするとともに、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付することとする予定である。その際、地域再生計画の事業期間については複数年度(~5か年度)も可能とすることとし、翌年度以降も、

KPI の達成状況等を検証した上で交付金を交付しうる仕組みとし、安定的・継続的に事業を執行できるようにするものである。

Ⅱ. 予算額

1,000 億円(事業費ベース 2,000 億円程度)

Ⅲ. 支援対象

1. 先駆タイプ

(1)対象事業及び基準

原則として、以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、(ハ)に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

なお、

- ・26 年度国補正予算地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方 創生先行型) 先駆的事業分(タイプ I) における特徴的な取組事例
- ・地域しごと創生会議で紹介する特徴的な事例
- ・地域金融機関における特徴的な事例

を公表しているので、先駆性を有する事業の構築に当たり、参考として ご活用頂きたい。

(イ)対象事業分野

各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた 事業全般を対象とする。

具体的な例としては、以下のとおりである。

- i しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング (日本版 DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性 向上 等
- ii 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の 確保・育成 等
- iii 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現等
- iv まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの 創出、連携中枢都市 等

(ロ) 事業の仕組み

- i 地域経済分析システム(RESAS)の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- ii 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が 整備されていること。
- iii KPIが、原則として成果目標(アウトカム)で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- iv 効果の検証と事業の見直しの結果について、公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果を踏まえるものとすること。

(ハ)先駆性

i 先駆性

以下の①から⑦の観点から、先駆的事業であること(地方創生に 関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の 手法に新規性のある取組であること等)。

特に、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の要素は 重要であるので、原則として、これらの4つの要素が全て含まれること を、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件とする。

ただし、生涯活躍のまち、コンパクトシティ等にあっては、必ずしも、 ③地域間連携の要素を要件とするものではない。

① 自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立 していくことにより、将来的(3~5年後)に本交付金に頼らずに、 事業として自走していくことが可能となる事業であること。

具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むこと。

② 官民協働

地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業である こと。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金(融資や 出資など)を得て行うことがあれば、より望ましい。

③ 地域間連携

単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

4 政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に 関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業で あること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を 整備して行う事業であること。

⑤ 事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。

⑥ 地方創生人材の確保・育成

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や 育成に資するものであること。

⑦ 国の総合戦略における政策5原則等

国の総合戦略における政策 5 原則(将来性、地域性又は直接性)の 観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事業 であること。

ii 審杳

審査に当たっては、原則として、①~⑦の各視点で、外部有識者の委員による審査を行う予定としている。(申請の要件としていない視点でも、その要素が含まれていれば、評価を行い、加点することを予定している。)

(2) 事業計画期間及び交付金額

計画認定期間を5か年度以内とする。

交付に当たっては、都道府県においては1事業あたり国費2億円(事業費ベース4億円)、市区町村においては1事業あたり国費1億円(事業費ベース2億円)を上限の目安に検討する予定である(注)。

(注)提出案件の内容等によっては、この目安にかかわらず、交付しうるものとする。

2. 横展開タイプ

(1)対象事業及び基準

原則として、以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、(ハ)に示す先駆性を有する事業を実施する場合を対象とする。

- (イ) 対象事業分野及び(ロ) 事業の仕組み
 - 1. 先駆タイプと同じである。

(ハ)先駆性

i 先駆性

以下の①から⑦の観点から、先駆的事業であること(地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、事業の手法に新規性のある取組であること等)。

特に、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の 3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれることを、地域 再生計画認定申請及び交付金申請の要件とする。

① 自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立 していくことにより、将来的(3~5年後)に本交付金に頼らずに、 事業として自走していくことが可能となる事業であること。

②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、 ⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における政策5原則等の 内容については、1. 先駆タイプと同じである。

ii 審査

審査に当たっては、①~⑦の各視点で、審査を行う予定としている。 (要件としていない視点でも、その要素が含まれていれば、評価を行い、 加点することを予定している。)

(2) 事業計画期間及び交付金額

計画認定期間を3か年度以内とする。

交付にあたっては、都道府県においては1事業あたり国費 5,000 万円 (事業費ベース1億円)、市区町村においては1事業あたり国費 2,500 万円 (事業費ベース5,000万円) を上限の目安に検討する予定である。

3. 隘路打開タイプ

(1)対象事業及び基準

原則として、以下の(イ)に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ロ)に掲げる事業の仕組みを全て備え、(ハ)に示す隘路の発見と打開のプロセスを有する事業を実施する場合を対象とする。

(イ) 対象事業分野及び(ロ) 事業の仕組み

1. 先駆タイプと同じである。

(ハ) 隘路の発見と打開のプロセス

地方公共団体が地方創生の推進に取り組む過程で、PDCA による検証を 実施しその結果として、KPI の達成に向けて既存の取組や制度上の隘路を 発見し、それを打開するために新規事業に取り組もうとする場合において、 本交付金を活用してどのように隘路を打開するのかという点について、 十分な説明が行われるものであること。

なお、審査に当たっては、2. 横展開タイプの先駆性の要素である①~ ⑦の各視点も加味して行う予定としている。

(2) 事業計画期間及び交付金額

2. 横展開タイプと同じである。

4. 先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプに共通する事項

(1)申請事業数及び申請金額

地方公共団体ごとの申請事業数については、原則として、都道府県にあっては5事業まで、市区町村においては2事業までを目安とする。3つのタイプにどのように申請するかは各地方公共団体の自由である。

地方公共団体毎の申請金額の上限は設けないが、各タイプにおける1事業 あたりの交付金額の上限の目安は、それぞれ記載のとおりである。

(2) 対象経費

それぞれのタイプに該当する新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の立ち上げ初期段階を優先的に支援対象とする。

なお、外部人材を登用して調査等を行う構想・企画段階の事業も対象とするが、当該構想・企画において、自立性及び官民協働、地域間連携、政策間連携などの要素が含まれているか適切に審査を行うこととする。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- 事業推進主体組成経費(協議会の設立等)
- 事業構想・計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費(人材マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- ・ 広報・PR 経費、プロモーション経費 (販売促進イベント、展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等)

(3)対象とならない経費

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ 人件費(地方公共団体の職員の人件費) 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業に おいて、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、 人件費であることをもって対象外とはしない。
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの

(4) ハード事業の取扱い

ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業(施設整備事業等)は本交付金の対象とする。ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれるものは対象とする。その場合であっても、ハード事業が太宗を占める場合(50%以上を目安とする)には、原則として、本交付金の対象としない。

なお、備品購入については、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれる場合には対象とする。

(5) 国による他の補助金等との関係

1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものである。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象とはしない。

なお、本交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証等については、 関係各省庁の参画を得ながら内閣府地方創生推進室において対応すること としている。

5. 道、汚水処理施設、港の整備事業の取扱い

(1)28年度以降に地域再生計画の認定を求める事業の取扱い

従来、地域再生基盤強化交付金の交付対象となっていた道、汚水処理施設、港の整備事業については、各事業分野毎に2種類以上の事業を総合的に行うという先導性に鑑み、今後は、各地方公共団体における地方版総合戦略に位置づけられた事業に限って、地域再生計画の認定、本交付金の交付を行う取扱いとする。

なお、各地方公共団体は、原則として、道、汚水処理施設、港の整備事業と、上記の先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプその他の政策効果を 高めるためのソフト事業を連携・組合せをするよう、留意願いたい。

(2)27年度以前に地域再生計画が認定されている事業の取扱い

27年度以前に地域再生計画が認定され、(旧)地域再生基盤強化交付金の対象としてきた道、汚水処理施設、港の整備事業については、認定された計画に従って、当該認定された計画期間に限り、引き続き事業が行えるよう配慮することとしている。

6. 地方負担に対する地方財政措置

本交付金の地方負担に対する地方財政措置については、ソフト事業のうち 5割は、標準的な経費として普通交付税により、残りの5割については、事業 費に応じて特別交付税により措置される予定である。 また、ハード事業については、地方債の対象となり、充当率は 90%、交付税措置率は 30%を予定している。なお、上記 5. の道、汚水処理施設、港の整備事業については、公共事業等債の対象となるものである。

Ⅳ. 留意事項

1. 地域再生計画との関係

今般、本交付金については、地域再生法を改正し、同法に基づく交付金として位置付け、安定的・継続的に運用していくこととしている。

具体的な仕組みとしては、地方公共団体は、地方創生事業についての地域 再生計画の作成・申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。 その上で、各年度において、当該事業についての本交付金の交付申請を行う こととなる。

2. 国補正予算における地方創生加速化交付金との関係

地方創生加速化交付金については、27 年度の国補正予算案に計上されており、すでに事前相談を受け付けているところである。各地方公共団体においては、一億総活躍社会実現のための緊急対策の趣旨も踏まえ、それぞれの27 年度補正予算に計上して、地域のしごと創生に重点を置きつつ、効果の発現の高い先駆的な事業を申請して頂きたい。

一方、地方創生推進交付金については、国の 28 年度当初予算案に計上されており、地方創生の深化に向けて、地方創生全般にわたる先駆的な事業を対象とするものである。地域再生計画の認定を通じて、複数年度にわたる事業についても、安定的・継続的に取り組むことが可能となることから、それにふさわしい事業を構築し、交付金の申請をして頂きたい。

3. スケジュール(予定)

現状、地域再生法の改正作業を行っているところであり、現時点で、地域 再生計画や本交付金の申請に係る具体的なスケジュールをお示しすることが できないが、できる限り速やかに情報提供を行う予定である。

法律施行後、速やかに地域再生計画認定申請及び交付金申請を受け付ける こととする予定である。申請を受け付けた後は、外部有識者等による審査を 経て、交付決定を行う予定である。 なお、先駆的な取組の事業構築には一定の時間を要することから、地方公共 団体における地方創生事業の取組状況等を踏まえ、28 年度の前半と後半の 2回に分けて、地域再生計画の認定及び本交付金の交付決定を行うことも検討 する。

4. 相談受付

先駆性やスケジュール等について不明な点があれば、内閣府地方創生推進室 に相談して頂きたい。

また、相談状況、法案の進捗状況等を踏まえ、今後も適宜情報提供を行う予定である。

<問い合せ先>

内閣府 地方創生推進室 地方創生推進交付金担当 03-3581-4213、4214

未定稿

地方創生推進交付金における先駆的な事業例 (手引き)

平成 28 年 1 月 内閣府 地方創生推進室

はじめに

本手引きは、地方創生推進交付金の執行にあたって交付対象となりうる先駆的な事業例について、その目的や支援対象の内容などについてまとめたものです。

同交付金の申請に当たっては、他の関連資料や本手引きの記載を参照・活用の上、各地方公共団体において事業内容をご検討ください。

なお、本手引きに記載されている取組例は、あくまで一部の例であり、 また、記載のような事業であれば必ず交付対象となるわけではありませ んので、ご留意ください。

目次

類型①:ローカルイノベーション.		1
類型②:日本版 DMO を核とした額	- 観光地域づくり	9
類型③:地域商社を核とした地場層	崔品市場の振興2	27
類型④:ローカルサービスの生産性	生向上 5	36
類型⑤:地方創生推進人材の育成	• 確保4	13
類型⑥:移住促進・生涯活躍のまり		52
類型⑦:地域ぐるみの働き方改革.	£	59
類型⑧:広域的な取組による「小る	さな拠点」の形成・活性化	35
類型⑨:都市のコンパクト化と公共	共交通ネットワークの形成	79
類型⑩:地域課題解決のためのショ	ェアリングサービスの推進8	36

類型②:日本版 DMO を核とした観光地域づくり

~観光を出発点とした新たな地域経済活性化の戦略的実施~

1. 目的

- (1) 観光は、交流人口を増大させ、単に観光関連のみならず、幅広い産業における消費の拡大に寄与する裾野の広い産業であることから、地域が域外から稼ぐ産業の代表格である。
- (2) 交流人口を増大させ、地域での消費を最大化するためには、戦略的なマーケティングを通じて観光地域づくりを行う主体を地域において確立し、宿泊、交通、飲食サービス、商業など従来からの観光関連事業者のみならず、農林水産物、伝統工芸品、自然、文化、芸術、スポーツなど幅広い地域の関係者と連携して、観光や地域資源を中心とした産業の付加価値を向上させることが不可欠である。
- (3) このため、徹底して顧客である観光客の目線に立って、地域間、官民間、異業種間、政策間の様々な連携を図りながら、地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する組織として日本版 DMO を確立し、これを核として実施する観光地域づくりの取組を支援することにより、地域における観光振興にとどまらない地域経済全体の活性化を図る。
- (4) この際、急増する訪日外国人旅行者を地方に誘客するため、その受入環境を整備するとともに、地域資源をいかしてコンテンツを磨き上げ、ブランド化する取組は、滞在中の利便性を向上させ、消費の更なる喚起につながることから、その地域のみならず日本経済全体の活性化にとっても極めて有効である。

2. 日本版 DMO とその備えるべき基礎的な機能

- (1)日本版DMOとは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりのための戦略を策定するとともに、その戦略を着実に実現するための調整機能を備えた法人である。
- (2) このため、日本版 DMO は、マーケティングやマネジメントに基づく観光地域づくりを行うために必要な以下の3つの基礎的な機能を備えていることが求められる。
 - ① 日本版 DMO を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意 形成
 - ② 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた 戦略(ブランディング)の策定、KPIの設定及びPDCAサイクルの構築
 - ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり

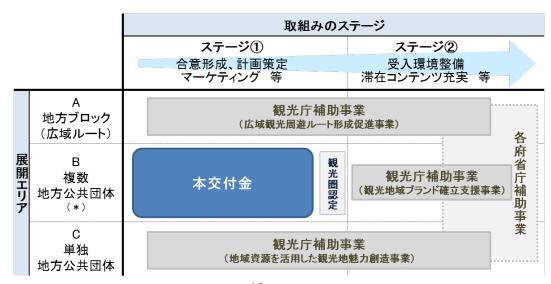
3. 本交付金による支援の対象

- (1) 支援対象となる日本版 DMO の活動(関係府省庁の補助金等との連携)
 - ①本交付金については、徹底して顧客である観光客の目線に立ち、地域間、官民間、異業種間、政策間での多様な連携の下、地域における観光振興のみならず、それを通じた地域経済全体の活性化を目指す日本版 DMO の活動に対して支援を行う。
 - ②具体的には、設立準備段階から設立を経て自立した活動を展開するまでの日本版 DMO の諸活動(*)に係る事業経費(**)を支援対象とする。なかでも、複数の地方公共 団体による地域間連携、官民協働、政策間連携、異業種間連携といった要素をいずれ も含む日本版 DMO の活動に対して優先的に支援を行う。
 - (*) 主な活動

:関係者の合意形成、マーケティングによる現状及び課題の分析、分析結果に基づく観光振興を通じた地域活性化に関する 戦略及び当該戦略の実施計画の策定、策定された戦略や実施 計画に基づくプロモーション等の事業の実施が挙げられる。

(**) 具体的な対象経費の例:事業推進主体組成経費(協議会の設立等)、事業構想・計画立案経費、外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費(人材マッチング等)、既存施設改修等の事業拠点整備経費、事業設備・備品経費、試作・実証経費、広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、展示会等)、市場調査経費(テストマーケティング等)等が挙げられる。

- ③ 観光関連設備の整備等について、各府省庁における支援メニューが既に存在するものは、原則として、各府省庁の支援事業の活用を優先する。
- ④ なお、1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進 交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ましい。
- ⑤ 将来的には、当該日本版 DMO が、関係事業者からの賦課金や協力金、地方公共団体の独自財源の確保(入湯税、施設利用料等の収入など)等を通じた財政的自立を目指していることが望ましい。



*:複数地方公共団体は、「複数の市町村」による40-ス、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」によるケースが想定される。

本交付金による日本版 DMO の支援は、設立準備段階から設立を経て自立した活動を展開するまでの段階とする。また、本交付金による支援対象はソフト事業を主とし、各府省庁による支援措置のある観光関連設備及びその他受入環境の整備等は、原則として、各府省庁の支援事業の活用を優先する。

A: 地方ブロック(広域ルート)

複数の都道府県を跨がる地方ブロック単位で形成される日本版 DMO に関しては、観光庁が認定した広域観光周遊ルートの実施主体である協議会が行う事業に対して、観光庁が「広域観光周遊ルート形成促進事業」によって支援を行っている。このため、これにより支援される日本版 DMO については観光庁の支援事業を活用する。

B:複数地方公共団体

本交付金は、複数の地方公共団体が広域で連携することを重視している。このため、複数の地方公共団体の地域を観光地域づくりの対象とする日本版 DMO については、本交付金の支援対象とする。

この場合の本交付金による支援は、観光庁による「観光圏」の認定に至る前の段階とする。

注)観光庁が認定した「観光圏」の実施主体である複数地方公共団体に跨がる協議会(観光 地域づくりプラットホーム)が行う事業に対しては、既に観光庁が「観光地域ブランド 確立支援事業」によって支援を行っている。このため、これにより支援される既存の「観 光圏」については、引き続き観光庁による支援を行うものとする。

なお、従来、観光庁が「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」で支援を行っている地域であっても、複数地方公共団体が連携して取り組んで支援している DMO は本交付金による立ち上げ支援の対象となりうる。この場合の本交付金による支援はソフト事業を対象とする。

C: 単独地方公共団体

上述のとおり、本交付金については、複数の地方公共団体が広域で連携することを重視している。また、観光庁が「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」で採択した事業実施主体である協議会が行う事業に対しては、既に観光庁が支援を行っている。このため、原則として、単独地方公共団体の地域を観光地域づくりの対象とする日本版 DMO については観光庁の支援事業を活用する。

注)市町村合併によりその大きさが平均的な市町村の大きさと比べて著しく大きくなっている市町村については、単独市町村における取組であっても、官民協働、政策間連携、異業種間連携を満たせば、横展開タイプでの支援の対象となりうる。

(参考) 本交付金と対象を異にする観光庁の補助事業

事業名称	概要及び取組主体
広域観光周遊ルート形成 促進事業	・訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進するために、国土交通大臣が認定したルート(H28.1 現在7ルート)を形成する主体である広域の協議会

観光地域ブランド確立支	・2泊3日程度の滞在交流型の観光地域づくりを促進するため、国土
援事業	交通大臣が認定した観光圏(H28.1 現在 13 観光圏)において、ブランド化された観光地域づくりに向けた取組を担う主体である観光地域づくりプラットフォーム
地域資源を活用した観光 地魅力創造事業	・地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、国土交通省により採択された地域(H27 年度は 31 地域)における取組主体である協議会

なお、本交付金による日本版 DMO の支援は、観光庁との有機的な連携の下で行うこととする。具体的には「申請に先立つ地方公共団体等からの事前相談段階の連携」「審査・採択時における連携」「補助対象事業の重複排除に係る連携」「本交付金による支援から観光圏認定による支援への移行時における連携」などの連携に努める。

4. 要素として必要となる事項の整理

上記を踏まえると、本交付金による支援を受けるに当たって日本版 DMO に必要とされる条件は以下のとおりである。

なお、支援の対象となる日本版 DMO は、別途、観光庁が創設した「日本版 DMO 候補法人の登録制度」の登録法人もしくは当該登録を目指す事業主体を想定する。

(1) 【明確な事業目的】

- ① 観光消費の増加を含む地域経済全体の活性化という目的の存在
- ② 当該地域の実情を踏まえた活動全般に関する適切な KPI の設定と PDCA サイクルの 整備

(2) 【先駆的な事業手法(多様な連携)】

① 官民協働 :日本版 DMO が観光地域づくりを行う対象としている地方公共団体 等との連携

② 地域間連携 : 複数の地方公共団体を跨がる地域を対象とする日本版 DMO の設立 及びこれを核とした広域的な観光戦略の構築

④ 異業種間連携 :日本版 DMO による、商工会議所、農林漁業関係者等、観光関係事業者に限られない地域の多様な関係者との連携

(3) 【責任ある総合的な経営・執行体制】

- ① 戦略実施主体の地方公共団体からの独立並びに地方公共団体及び協力を約束した 複数の関連事業者による活動の意思決定権の保有
- ② 関係主体の合意を得つつ、将来的な財政的自立を目指していること

(4) 【専門人材の育成・確保】

- ① 観光やマーケティング等多様な分野に関する地域内外からの専門人材の存在
- ② 戦略に基づいて関係者を先導するにふさわしい CEO の選任
- ③ 地域人材についての適切な育成の手立て・手段

参考:「日本版 DMO 形成・確立に係る手引き」について

(1) 概要

・日本版 DMO に関する基本的な考え方、国内外の事取組例、支援制度の紹介などを「「日本版」DMO 形成・確立に係る手引」として取りまとめ、広く地域に情報提供。

(2) 内容

- ① 日本版 DMO 候補法人の登録制度の概要や日本版 DMO の基本的な考え方を紹介
- ② 日本版 DMO の役割・機能を取組手法や国内外の事例を交えながら、紹介
- ③ 日本版 DMO の組織の在り方、求められる人材像、運営資金を確保するための手段を紹介
- ④ 日本版 DMO 導入のプロセスや地域での取組に係る支援体制について紹介

参考URL: http://www.mlit.go.jp/common/001110627.pdf

参考 URL: http://www.mlit.go.jp/common/001110628.pdf

参考:「日本版 DMO の候補となりうる法人登録制度」について

(1) 概要

・観光庁を登録主体として、日本版 DMO の候補となり得る法人を「登録」し、登録を行った法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対して、関係省庁が連携して支援。

(2)目的

- ① 取組目標となる水準の提示による日本版 DMO の形成・確立の促進
- ② 関係省庁が情報を共有することによる支援の重点化
- ③ 登録法人間の適切な連携を促すことで各法人間の役割分担がされた効率的な観光地域づくり 等を実現。

(3)登録の区分

- ・以下の3区分での登録を実施。
 - ○広域連携 DMO
 - ・複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
 - ○地域連携 DMO
 - ・複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
 - ○地域 DMO
 - ・原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
- (4) 登録のプロセス
 - ①地域からの申請
 - ・地域において日本版 DMO の役割・機能を担おうとする法人が、日本版 DMO 形成・確立計画 (「以下「形成計画」という。」)を作成し、地方公共団体と連名で提出。
 - ・なお、登録の対象となる法人については、登録申請の時点で実際に存在し活動している 必要はなく、今後法人を立ち上げる構想や意欲を有する場合は構想段階での登録申請が 可能。
 - ②観光庁による登録
 - ・提出のあった形成計画を観光庁において審査し、登録。
 - ・日本版 DMO 候補法人としての登録を受けた法人(「以下「登録法人」という。」)は、KPI の設定、PDCA サイクルの導入を行い、少なくとも年に1回、取組に関する自己評価を実施し、その結果を事業報告書等にまとめ、観光庁に報告することが必要。
 - ・また、日本版 DMO 候補法人の形成計画については、原則、観光庁ホームページで公表。
 - ③関係省庁による連携支援
 - ・登録法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対しては、支援チームを通じて、 ア 関係省庁の支援の重点実施
 - イ 観光地域づくりに関する相談等へのワンストップ対応

ウ 関係省庁の政策に関する情報提供 等の重点的支援を実施する予定。

参考URL: http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html

参考:その他、日本版 DMO を核とした観光地域づくりへの支援について

○日本版 DMO への情報支援

・日本版 DMO が KPI の達成状況を管理し、PDCA サイクルを回すことを容易にするため、全国の日本版 DMO が観光地域のマネジメント・マーケティング機能を果たす上で必要かつ効率的に利用できるシステム・ツール(地域全体での顧客管理システム、宿泊や観光コンテンツの予約システム、WEB マーケティングツール等)を研究・開発する。

(地方創生推進に関する知的基盤の整備(補正予算要求額:13.4億円))

5. 本交付金の対象となる日本版 DMO の形成と併せて行われる取組例

以下の事例のような、観光資源の開発、新販路の開拓、観光以外の分野の取組と一体的に行うような体制の整備等を、日本版 DMO の立ち上げと合わせ、複数地方公共団体の広域な連携によって一体的に行うような取組は、本交付金の交付対象となりうる。

なお、核となる地域の日本版 DMO が、財政的な自立を目指していることが前提となるが、 一体的に行われる取組においても、自立性を確保していくことが望ましい。

(1) 地域商社等と連携した、地場産品の市場拡大に向けた取組

観光地域づくりの顧客である観光訪問客、物産購買客等のマーケティングをベースに、地域商社等を核とした「地域産品を流通させる仕組みづくり(サプライヤーとリテイラーの結び付け)」「地域魅力のパッケージツアー商品化(自然資源+食事+宿+アクティビティ+モビリティ等)」「観光モビリティを含めた周遊エリアの一体化」など、地域資源・産品の販路開拓・拡大に資する取組と、観光振興を進める取組である。

当該取組を地域の日本版 DMO 及び地域商社等を核として、地域の商工事業者及び農林漁業者、観光関係者、<mark>交通事業者</mark>、周辺地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、多様な主体の参画による協議会等の組成、地域としての事業構想やIT活用システムの計画等の立案、外部専門人材等招聘、広報・プロモーション(国際コンベンションの地方等開催の機会等を利用した地域産品・魅力のPRなどを含む)、造成商品のテストマーケティング等への支援が想定される。

将来的には、参画事業者等からの負担金や、地域産品及びパッケージツアー商品の販売収益の一部を徴収し、DMOもしくは地域商社等の収入に充当することなどで、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(2) 訪問客の周遊性を高める観光町並みゾーン形成を促し、時間消費・観光購買消費を高める

取組

例えば、旧来からの温泉旅館等の集積する宿泊エリアに加え、飲食や物販等の店舗・機能が集積する飲食・物販エリアを形成するような『宿泊と飲食等を分離した観光町並み形成』を促し、観光訪問者のエリアにおける周遊性を高め、観光に係る時間消費や飲食・物品消費等を高めることで、地域観光の稼ぐ力を醸成するような取組である。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、地域の観光関係者、宿泊・飲食・物販等事業者、地域金融機関、地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、合意形成に係る協議会等の組成・運営、まちづくり構想・計画の立案、 地域の日本版 DMO 等が運営する空家・空店舗改修等の事業拠点づくり、広報・PR、プロ モーション等への支援が想定される。

将来的には、例えば地域の日本版 DMO 等が改装した古民家を店舗等の用途で貸出し、 その賃料収入を地域の日本版 DMO が得ること、また地方公共団体の独自財源の確保(例: 入湯税等) などで取組の自立を目指していくことが望ましい。

(3) インフラを地域の観光資源として活用する取組

ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに集客性のある魅力的な観光資源として活用し、インフラツーリズムの促進等を通じた観光地域振興を図る取組である。新たな観光資源による観光客数増加とそれに伴う観光収入増加・地域雇用の確保を推進するものである。

当該取組を地域の日本版 DMO、インフラ施設管理者、観光関係者、地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、インフラ施設を活用した観光事業構想・計画の立案、案内人等の人材 育成、試行的ツアーの実施、広報・PR、プロモーションへの支援が想定される。

将来的には、例えばインフラツーリズムのガイド案内料等を地域の日本版 DMO の収入 に充てることにより、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(4) 自然資源(国立公園やジオパーク等)や地域の伝承·文化等、地域の資産の観光資源化に 向けた取組

国立公園をはじめとする美しい景観地やジオパークなどの世界に誇る地形・地質、温泉地などの自然資源を観光の核として、環境保全をしつつ地域観光を振興するエコツーリズムの推進等により、地域観光の稼ぐ力を高める取組である。自然資源の活用に留まらず、里地里山里海等に培われた地域の伝統や文化を含めた複合的な観光資源化の取組みを重視する。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、自然・環境保全や文化に係る専門家や団体、観光関係者、地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、地域の自然資源や文化資源を一体として楽しむための計画づくり(行政境界にとらわれない一体的なコンセプトの設定、案内施設・看板等の配置計画・デザインの統一等)、ツアープログラムの開発(ターゲットに訴求する自然資源や文化資源の選定、ルート設定、モニターツアーの実施等)、ガイド等の人材育成(地元人材をガ

イドとして育成するための研修の実施等)、広報・プロモーションなどの取組への支援 が想定される。

将来的には、ツーリズムのガイド案内料、広告収入等を地域の日本版 DMO が得ること、また地方公共団体の独自財源の確保(例:入湯税等)などで取組の自立を目指していくことが望ましい。

(5) 歴史文化資産となるような建造物等の管理も含めた、観光とまちづくりの融合をめざし たタウンマネジメントの実現に向けた取組

古民家等の地域の歴史的な建造物を積極的にいかしながら、地域の食文化や伝統文化に根ざした農林水産業の成長産業化や、アートに根ざしたアクティビティの創出等を図り、地方創生と観光振興につなげる諸事業を進めるような取組である。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、地域住民、まちづくり NPO、アート関係者、 ヘリテージ・マネージャー (文化財と建築の知見を持つ専門家)、技術者・技能者、不 動産事業者、商工事業者、観光協会等と連携しながら進めることが想定される。

本交付金では、①取組を始めるための調査及び構想等の策定、②地域の理解向上や参加促進のためのプロモーションの実施、③来訪者の旅の目的や時間に合わせた文化ツアーの提案ができるヘリテージ・コンシェルジュ(仮称)等の人材養成等への支援が想定される。

将来的には、各種ツアーの実施やガイド案内による収入、広告収入等を検討するほか、 関係事業者からの賦課金や協力金などを得ること等で取組の自立を目指していくこと が望ましい。

(6) 絶滅危惧種の保全・共生と観光振興を前向きに組み合わせた環境保全に係る取組

絶滅危惧種を地域のシンボルとして、地域ブランドを確立し、農産物、食品、衣料、 お土産など様々な活用を図るとともに、当該絶滅危惧種の観察や生息地を巡るツアー、 生息環境の整備等の体験学習、体験ツアーを企画、実施していくような取組である。

当該取組を、地域の日本版 DMO を核として地域住民、行政、研究機関、企業など様々な主体と連携しながら進めることが想定される。 DMO を核としつつ、関係主体の情報交換、協議等を行い、絶滅危惧種の保全と地域ブランドとしての活用のための計画策定、生息環境保全や活用に係る事業実施のための理解や気運醸成等を行う。

本交付金では、連携による検討及び事業推進主体(協議会等)の組成、絶滅危惧種の 地域資源としての機運の醸成、保全と活用のための計画策定、資金等の循環の仕組みづ くり、その他広報やプロモーションへの支援が想定される。

将来的には、地域産品や各種ツアーの販売収益の一部を徴収し、地域の日本版 DMO の収入に充当するとともに、絶滅危惧種の保全に還元し、循環する仕組みを確立すること等で、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(7) コンセッションを含む空港運営の向上のための取組を契機として、地方空港のゲートウェイ機能の強化と地域の観光振興を一体的に推進する取組

コンセッション(※)を含む空港運営の向上のための取組を契機に、地方空港のゲートウェイ機能の強化や、地域間交流の促進、広域的な観光ルートの形成、地域ブランドの構築(空港を活用した地域ブランドのショーケース化等)など、地域の観光振興を一体的に推進する取組である。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、空港運営関連事業者、経済団体、観光関係者、交通事業者、周辺地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、連携による事業推進主体(協議会等)の組成、空港のゲートウェイ機能の強化やそれを活用した観光振興(デスティネーションとしての魅力向上)等の構想・計画の策定、構想・計画に基づき実施される航空路線の誘致・活性化に向けた広報・プロモーション(データに基づくエアポートセールス、SNS やパワーブロガー等の新たなメディアツールを活用したプロモーション等)、構想・計画等の実現に資する実証実験等への支援が想定される。

将来的には、地方空港のゲートウェイ機能強化や地域観光振興の取組参画主体から拠出金を得ることなどが考えられる。取組みの自立や拡大に向けては、空港運営向上や観光振興の取組み等の効果を最大限活用することにより、地域の日本版 DMO や空港運営関連事業者等の収益力増強や、地域経済の活性化を通じた投資拡大を目指すことが望ましい。こうした収益を活用しつつ、地域の関係者が連携して、さらなる空港の受入機能の強化、二次交通の確保等に取り組むことが考えられる。

※コンセッション:利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねるPFI(民間資金等活用事業)の方式。

(8) 「道の駅」を活用した地域の観光資源の開発に関する取組

観光プログラムや地域資源を活用した特産品開発など、地域の関係者と DMO 等が一体となって道の駅を拠点とした地域の観光資源を開発し、それらを案内する取組である。例えば、旅行業資格を取得した「道の駅」による地域の観光資源(果物狩り等)のパッケージの都市部のツアー会社への売り込み、「道の駅」を出発地とした現地の着地型観光ツアーや現地プログラムの開発、それらを道の駅の観光案内所や HP および案内マップ等での案内、必要に応じて、レンタサイクルやコミュニティバスなどの二次交通を検討するような取組が想定される。

ツアー例:現地の鮎を使った鮎料理、そば打ち体験、果物狩り、道の駅での産直ショ ッピングなどを組み合わせたプログラム。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、農林漁業者、商工事業者、観光関係者、交通事業者、地方公共団体等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、連携による事業推進主体(協議会等)の組成、観光プログラムや特産品開発の構想・計画立案、外部人材等招聘、広報・PR、プロモーション等への支援が想定される。

将来的には、地域産品や造成したツアーの販売収益の一部を徴収し、地域の日本版 DMOの収入に充当すること等で、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(9) 「海」を核とした観光振興を通じた地域活性化に係る取組

クルーズで「海」から来訪する外国人観光客を陸上の観光資源をいかして地域に誘客するとともに、船旅やマリンレジャー等の「海」の魅力と周辺の「陸」の魅力を組み合わせた新たな観光資源を創生すること等により、観光振興を促進し、地域活性化を促す取組である。

当該取組を地域の日本版 DMO を核として、港湾管理者、観光事業者、<mark>交通事業者</mark>、地場産業関係者、周辺地方公共団体等と連携しながら進めることが想定される。

例:港湾管理者が、その協力団体、周辺の自治体、地域の関係者等と連携し、ふ頭や 「みなとオアシス」等での特産品の販売・プロモーションや、「陸」へのモビリティの検討など、クルーズ船の寄港をいかした地域の活性化を図る取組。

例:航路やマリンレジャー施設でつながる複数市町村が、観光事業者、交通事業者、 地場産業関係者等と連携し、陸上の観光資源や船旅、「海の駅」を活用したマリン レジャー体験・特産品販売、地元商店街でのイベント・キャンペーン等を組み合わ せた誘客プログラムの企画・充実・実証、MICE 誘致や観光プロモーション事業等を 行い、海域・陸域一体の周遊観光ルートへの誘客を促進する取組。

本交付金では、当該取組に係る地域の日本版 DMO を核とした協議会等の組成、受入環境及び観光客の誘客に係るプログラムの企画・実証検証、その実現のための既存施設改修、広報・PR 等への支援が想定される。

将来的には、物産や各種ツアーの販売収益の一部徴収、広告収入等を検討するほか、 関係事業者からの賦課金や協力金などを得ること等で取組の自立を目指していくこと が望ましい。

6. (参考) 本交付金と併せての活用が想定されうる国の主な関連支援施策(例示)

日本版 DMO を核とした観光地域づくりに向けて、本交付金と併せて活用しうる、各府省庁の主な支援施策として、次のようなものが想定される。

[観光地域づくり関連]

○広域観光周遊ルート形成促進事業(国土交通省)○地域資源を活用した観光地魅力創造事業(国土交通省)○観光地域ブランド確立支援事業(国土交通省)

〇観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業 (総務省)

「人材育成関連]

○地域レベルのコンソーシアムによる職業訓練コースの開発(厚生労働省)

[地域産品創造関連]

〇JAPAN ブランド等プロデュース支援事業(経済産業省)〇6次産業化支援対策(農林水産省)〇農林水産物・食品の輸出拡大関連対策(農林水産省)

[歴史資源・文化資源活用関連]

〇文化財総合活用戦略プラン (文部科学省)

〇文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業 (文部科学省)

広域観光周遊ルート形成促進事業



- ○訪日外国人旅行者に訴求するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進
- ○観光地域づくりの専門家チームを各ルートに派遣し、観光地域づくりを指南
- 〇各ルートが訴求するターゲット市場へのプロモーションを大幅に強化



〇地域資源を活用した観光地魅力創造事業(国土交通省)

地域資源を活用した観光地魅力創造事業



- 〇地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力 ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための 施策を一体で実施。
- ○あわせて、観光地経営の中心となる人材の育成に対しても支援を実施。



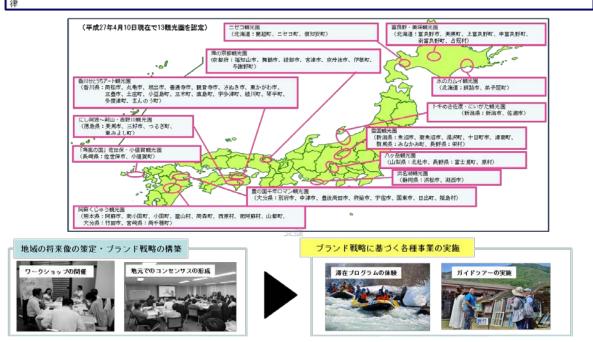


観光地域ブランド確立支援事業



- ◆観光圏整備法(注)に基づき、地域の関係者が連携し、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、 地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組みを支援。
- (1) 地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築
- (2) ブランド戦略に基づく各種事業の実施

(注)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法



〇観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業(総務省)

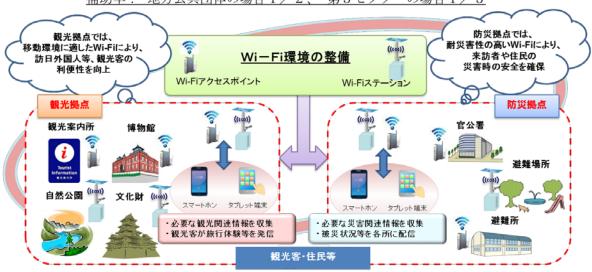
観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

H28当初 2.6億円

・ 観光や防災の拠点等における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、観光拠点及び防災拠点 等○○○○ におけるWiーFi環境の整備を行う地方公共団体・第三セクターに対し、その費用の一部を補助する。

(※)観光拠点: 観光案内所、文化財、自然公園、博物館等、 防災拠点: 避難場所、避難所、官公署等





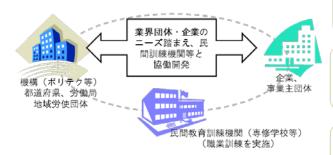
〇地域レベルのコンソーシアムによる職業訓練コースの開発(厚生労働省)

地域の関係機関の協働(地域レベルのコンソーシアム)による職業訓練コースの開発・検証

- 地域ニーズを踏まえ、不安定な就労の若者の安定的な就職の実現等を進めるため、産学官による地域コン ソーシアムを構築し、就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を実施し、民間教育訓練機 関(専門学校等)における取組を支援(平成26年度~)。
- 平成28年度については、実施箇所数を25か所から全国47か所に拡充して事業を展開。

※平成26~27年度実施箇所(10か所):北海道、宮城、千葉、東京、長野、愛知、大阪、広島、愛媛、福岡 ※平成27~28年度実施箇所(15か所):福島、茨城、栃木、埼玉、神奈川、新潟、富山、岐阜、静岡、京都、兵庫、岡山、香川、熊本、沖縄 ※平成28~29年度実施予定箇所(22か所):青森、岩手、秋田、山形、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、 徳島、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島

<コンソーシアムのイメージ>



<コース開発の事例>

愛媛県:観光分野「えひめおもてなし科」

今後の成長分野である観光に関する訓練コースを開発・試行 (訓練カリキュラム)

- ・ホテル・旅館での企画・営業(旅行商品の開発、販売促進、広報計画)
- ・台湾からの観光客に対する接遇・販売業務 等

大阪府:建設分野「建機運転・土木施エマスター科」

人手不足が生じている建設分野に関する訓練コースを開発・試行 (訓練カリキュラム)

安全管理 ・建設機械運転等の資格取得 ・測量 等

宮城県: Webサイト製作分野「Webアプリケーション開発科」

業界からのニーズが高いWebサイト製作に関する訓練コースを開発・試行 (訓練カリキュラム)

・Java言語、プログラム作成演習 ・Webアプリケーション作成演習 等

OJAPAN ブランド等プロデュース支援事業(経済産業省) [概要整理中]

・6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化支援対策等の概要

【平成28年度予算概算決定額:2,402(2,684)百万円】

・各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャネル」の発行等を支援。

地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲 ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展 段階に応じた明確な支援メニューを準備。 商談会等開催支援 (※6次産業化サポート事業) ・6次産業化事業者の販路拡大のため 6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業 輸出・ の広域の商談会等の開催を支援。 戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、 [補助率:定額] 海外展開 新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り 越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へと つなげていくことが重要。 広域・全国展開 地域内での展開 市場への提供 新商品開発 生→販→事 → 決流 → 取 定通 引 販 引価 路開 付加価値の高い 農林水産物の生産 生産基盤の確立 6次産業化の準備・着手 事業展開 市町村・都道府県の6次産業化・地産地消推進協議会の開催及び6次産業化等に関する戦略の策定(更新)の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金) ・6次産業化・地産地消推進協議会において、農林水産物等の加工、学校給食等の地場食材利用拡大、農観連携による直売所を活用した多様な販売、医福食農連携による介護食品の導入等の6次産業化等に関する戦略の策定等を支援。[交付率:定額] 都道府県又は市町村が、6次産業化に取り組 人材育成研修の支援 む人材を育成するために行う、経営、マーケ ティング等の研修や6次産業化事業体等への (※6次産業化ネットワーク活動交付金) インターンシップ研修を支援。〔交付率:定額〕 新技術 加工適性のある 新商品開発の支援 の実証 作物の導入支援 農林漁業者等や地域ぐるみの新商品の開発 (※6次産業化ネットワーク活動交付金) に必要な経費について支援。(地域ぐるみの 場合、学校給食等のメニュー開発、インパウ ンド等需要向けの新商品の開発、スマイルケ 新商品開発の加工機械の整備支援 ア食(新しい介護食品)の開発等を含む。) ・加工適性のある作物を導入する際の技術習得、 (※6次産業化ネットワーク活動交付金 交付率:市町村戦略あり1/2以内) 試験栽培等の取組を支援。 市町村戦略なし1/3以内 交付率:市町村戦略あり1/2以内 市町村戦略なし1/3以内 販路開拓の支援 ・市町村の6次産業化戦略・構想の下、地域ぐるみ (※6次産業化ネットワーク活動交付金) で行う新商品開発に必要な加工機械の整備を支援。 〔交付率:1/2以内、上限30百万円〕 加工・販売施設等の支援 6次産業化·新産業 の創出促進 ※6次産業化サポート事 農林漁業者等や地域ぐるみの販路開拓に ・六次産業化・地産地消法等の認定事業者を対 必要な経費について支援。 (地域ぐるみの 場合、学校給食等の地場食材利用拡大、直 売所の多様な販売等の取組を含む。) 象に、融資を活用した加工・販売施設等の整備 ・農林漁業者等と異業種の事業者が連携し を支援。 [交付率:3/10以内、上限額1億円] て行う、市場ニーズに即した新商品や新た なサービスの創出に関する事業化可能性 農林漁業成長産業化ファンド 調査を支援 交付率:市町村戦略あり1/2以内 「補助率:定額〕 市町村戦略なし1/3以内 による出融資・経営支援 [出資枠150億円、貸付枠50億円] ・六次産業化・地産地消法の認定事業者を対象 に、農林漁業者等が主体となって、流通・加工 業者等と連携する取組に対して出資等を実施。 <6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス> 都道府県で取り組む事業者向けの支援 広域で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金) (※6次産業化サポート事業) ・6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。 <全国的な普及推進活動> 6次産業化ネットワーク活動の全国推進 6次產業化情報提供支援 (※6次産業化サポート事業) (※6次産業化サポート事業)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、 海外メディアでの食文化発信
- 日本食材を積極的に活用する海外レストランとの連携 やネットワーク化

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進(官民一体 となった二国間政策対話等の実施)

一体的 に推進

「国別・品目別輸出戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進(Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- ○「国別・品目別輸出戦略」に基づくオールジャパンの輸出促進の司令塔としての「輸出戦略実行委員会」を設置。
- 同委員会における議論を踏まえ、主要な品目毎の輸出拡大方針を作成し、PDCAサイクルにより品目別輸出団体等が実行する 各般の取組を検証。実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を推進。

環境整備·商流確立

国内

- O GLOBALG.A.P.やハラ ール、HACCP等の認証の取得
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催 国際空港近辺の卸売市場における青果物・花き等の輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進

海外

- 〇 品目別輸出団体によるジャパン・ブランドの確立に向けたPR 活動や海外マーケット調査等の支援
- JETROとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加の支援○ 新興市場等にマーケティング、PR、現地バイヤーの発掘等 をするための拠点の設置 等

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

環境整備

- 輸出検疫情報の産地・販売業者・訪日外国人等への提供、青果物の集荷地や販売店等での輸出検疫の実施 O
- 輸出促進に必要となる家畜疾病に関する対策の実施、病害虫の情報の収集や新たな検疫措置の確立
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供の実施

〇文化財総合活用戦略プラン(文部科学省)

文化財総合活用戦略プランの強化

(27年度予算額 8,367百万円) 28年度予定額 9,626百万円

<文化庁>

文化財総合活用戦略プランによる文化財群の一体的な活用推進及び国内外への魅力発信

- 〇日本遺産魅力発信推進事業
- 〇文化財建造物を活用した地域活性化事業
- 〇文化遺産を活かした地域活性化事業 〇地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 〇地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
- 〇歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業

1. 日本遺産の認定促進

- ●日本遺産の認定件数を2020年度までに100件程度とすることを目指し、 平成28年度は18件程度の新規認定を目指す。
- ●日本遺産(地域型)の認定要件の1つとしている「歴史文化基本構想」の策定支援件数を拡充。

2. 地域の文化財群の魅力を効果的に発信する取組への支援の強化

- ●文化庁・観光庁共同で開催する「文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議」において、 文化財の魅力をわかりやすく外国人観光客に伝えるための表現上の留意点等について検討。
- ●地域の文化財群の魅力を国内外へ効果的に情報発信するための総合的な取組に対する 支援を強化。



【支援メニューの複合的活用の例】

< の
く観 光 庁>観光案内所の機能強化、Wi-Fi環境整備、周遊バスの実証運行 などの観光客の受入環境整備

<国土交通省>交通インフラの整備、無電柱化などの<mark>周辺環境整備</mark>

- ・ホームページや 案内設備の多言語化を推進し、 域の文化財群の魅力を 効果的に国内外へPR
- ・他省庁の施策と連携し、 インフラや受入環境を含めた -体的な整備を実施
- ・周辺地域を含めた文化財群の 総合的・一体的な整備・ 活用を推進し、観光振興と 地域経済の活性化を図る



展示施設の整備、多言語化



無雷柱化

地域が関係省庁の支援メニューを複合的に活用することで、 観光資源を活かした魅力あるまちづくりと地域活性化を実現



文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業

(27年度予算額 2,621百万円) 28年度予定額 2,790百万円

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツのみならず文化の祭典として、日本 全国で特色ある文化活動が行われる大会にするとともに、同大会終了後も文化芸術による地域の活性化など、そ の成果が継承されるよう、地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動や、全国 津々浦々で文化事業を実施するための文化施策推進体制の構築を促進する取組を支援 補助率:1/2を上限に支援

支援対象の文化芸術活動

文化芸術で地域を活性化する取組

<u>地域の様々な魅力ある文化芸術を再生</u>又は<u>創生</u>し 発展させる取組や、大学との連携による文化芸術 の創造発展につながる取組をはじめ、地域の文化 芸術の担い手の育成につながる取組

- 地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、
- アウトリーチメディア芸術の展示
- 地域の文化資源を活用した現代アート展 地域の大学教員、学生、 卒業生等によるオペラ、 支援件 オーケストラ公演、美術展

都道府県 29事業 市町村 58事業



地域の文化施策推進体制 の構築を促進する取組

専門性を有する組織を活用した文化芸術政策の企 画立案・遂行、地域の文化芸術活動への助成、調 査研究等を実施する体制の構築を促進する取組へ の支援や、地方公共団体が取り組む文化プログラ ムの統括を行うコミッショナーの配置、 術アソシエイツ(仮称)」の活用を促進する取組

・ 当該組織の運営費や調査研究費等 支援件数:5事業

訪日外国人が鑑賞・体験できる取組

多言語対応等により日本人に 限らず訪日外国人でも鑑賞・ 体験できる文化事業

支援件数

文化の力による心の復興の取組

東日本大震災の被災地における、実演芸術の鑑賞 等を通じた心の安らぎと活力の向上を図る取組

支援件数:18事業

文化芸術創造都市の取組

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業 振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む文 化芸術創造都市の取組 支援件数:9事業 支援件数:9事業 【取組例】

国際的な芸術祭、音楽祭、写真展



札幌国際芸術祭2014オープニングプログラム 旋回するノイス 提供:創造都市さっぽろ・国際芸術祭実行委員会

新国立劇場との連携公演

新国立劇場が制作する世界水準の公演の鑑賞事 業や、新国立劇場において地域のプロの芸術団 体が行う公演 支援件数:7事業

▼文化芸術による地域活性化

地域文化の国際発信

インバウンドの増加 文化事業の企画・実施能力の向上

類型⑧:広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

~生活機能の集約・確保やコミュニティビジネスの振興による自立的な集落生活圏の維持・活性化~

1. 目的

- (1) 人口減少や高齢化が進む中山間地域などの集落では、地域住民の生活に必要不可欠な医療福祉、商業、公共交通等のサービスの維持が危ぶまれる状況となっており、今後全国各地でこの状況が一層拡大していくことが懸念されている。
- (2) このため、基幹となる集落に機能・サービスを集約・確保し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」形成の取組を各地で進めることが重要である。
- (3) 加えて、こうした「小さな拠点」を核として、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、持続的な集落の実現を図る。

2. 小さな拠点とは

「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏(集落生活圏)の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場を「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組である。

日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保や、地域交流・支え合いの拠点機能の維持・強化を行い、周辺集落との間を<mark>交通ネットワークで結ぶ</mark>などにより集落生活圏の暮らしの安心を守るとともに、コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促すことで将来にわたって存続できる持続的な地域づくりを目指すものである。

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる「小さな拠点」の形成・活性化を推進する事業

- ① 本交付金では、地域間連携、官民協働、政策間連携により、生活サービスの維持、自立 的な事業を実施する「小さな拠点」の立ち上げや、形成促進に向けた戦略的な取組の 支援を行うことに優先順位を置く。
- ② 本交付金では、複数地方公共団体による地域間連携、官民協働、政策間連携の下、上記のような取組等を対象に、その設立及び立ち上がり段階の事業経費(*)の支援を優先的に対象とする。

- (*) 具体的な対象経費の例:事業推進主体組成経費(協議会の設立等)、事業構想・ 計画立案経費、外部人材招聘経費、その他人材確保等 関係経費(人材マッチング等)、既存施設改修等の事業 拠点整備経費、事業設備・備品経費、試作・実証経費、 広報・PR 経費、プロモーション経費(販売促進イベン ト、展示会等)、市場調査経費(テストマーケティング 等)等が挙げられる。
- ③ 具体的には、以下の取組を念頭に置く。
 - 複数の「小さな拠点」を支援する NPO などの中間支援組織等の参画する活動を組成する取組
 - ➤ 複数の「小さな拠点」を支援する NPO などの中間支援組織等の組成・立ち上げ 支援、(もしくは) 当該 NPO・中間支援組織等が参画する地域協議会等の立上げ や取組の検討等の支援
 - 核となる「小さな拠点」の形成を軸にした複数市町村を範囲とする事業・サービス に係る取組
 - ▶ 複数市町村を市場・調達圏として持つ中核となりうる拠点(例:道の駅や公民館、空家や廃校を活用した拠点等)を核に、広域複数市町村の物産加工・販売、観光、対人社会サービス(介護・福祉等)の集約・共同化等に取組む地域主体の立ち上げ等支援
 - 注) 同一市町村内での連携・役割分担は、横展開タイプの本交付金での支援を想定する。
 - 複数拠点の連携・分担による事業・サービスに係る取組
 - ▶ 複数の小さな拠点相互の連携や役割分担による複数事業の立上げや検討を支援 (例:介護・福祉、買物、モビリティサービス等の複数拠点間分担や巡回等)
 - 注) 同一市町村内での連携・役割分担は、横展開タイプの本交付金での支援を想定する。
 - 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携や、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援に係る取組
 - ▶ 広域的な連携を前提とした多様な主体を巻き込んだ地域の将来ビジョンの策定、 将来ビジョンに基づく生活サービス・機能の集約・確保に係る戦略立案等
 - 都道府県と市町村が一体となって、新たな生活サービス等の拠点・事業を実験的に 立ち上げるような取組
 - ➤ 医療福祉・買い物などの生活サービスや、地域・集落活動サポート、多世代の出会い・交流等の複合的なワンストップ拠点・事業について、都道府県と市町村が 一体となって実験的に立ち上げる取組の支援
 - 注) 政策間連携を満たさない取組、既に全国的な展開がみられる交流拠点等の立上げに係る取 組等については、横展開タイプの本交付金での支援を想定する。

- ④ 本交付金による支援の対象事業は、将来的には、集落住民や集落外賛同者からの出資、 参画事業者からの賦課金や協力金、利用者の会費、事業収益等を通じた財政的自立を 目指していることが望ましい。
- (2) 支援対象となる「取組の申請主体」及び「取組や事業の地域的な広がり」のイメージ (関係府省庁の補助金等との連携)



- *:複数地方公共団体は、「複数の市町村」によるケース、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」によるケースが想定される。
- ① 本交付金による「小さな拠点」の支援は、広域的な取組(複数の「小さな拠点」を包含する取組、複数の地方公共団体による取組)を原則的な対象とする。
- ② 「小さな拠点」関連の支援のうち、単体の地方公共団体(市町村)で行う単体の「小さな拠点」の取組については、総務省、国土交通省等が内閣府地方創生推進室に窓口を一元化するなど連携して支援策を講じており、こうした支援については、各省庁の補助金を活用する。

なお、本交付金の窓口も同様に内閣府地方創生推進室であり、審査・採択時における 有機的な連携や、補助対象事業の重複排除、及び地方公共団体からの相談等に対する円 滑な対応を行うこととする。

(参考) 本交付金と対象を異にする総務省・国土交通省の補助事業

省庁	事業名称	概要
総務省 地域力創造グル ープ過疎対策室	過疎地域等集落ネット ワーク圏形成支援事 業	(対象者:市町村) ・基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏(小さな拠点)における以下の取組を支援。 -地域運営組織の組織体制の確立、活性化プラン(地域デザイン)の作成 -活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係るソフト事業

玉	+	冭	诵	省
	_	ᅩ	71.13	. =

国土政策局地方 振興課

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活 圏」形成推進事業

(対象者:市町村)

・公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して補助。

(参考)『「小さな拠点」づくりガイドブック』について

○『「小さな拠点」づくりガイドブック』について

・国土交通省では「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめた『小さな 拠点』づくりガイドブックを公開しています。詳細は下記を参照ください。

URL: http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_guidebook.html

(参考)『集落等の活性化に関する相談窓口』について

〇「集落等の活性化に関する相談窓口(ワンストップ相談窓口)」について

・内閣府地方創生推進室では集落等の活性化に関連する事業について、地方公共団体が最適な事業 を選択できるよう、ワンストップ相談窓口を設置しています。詳細は下記を参照ください。

URL:https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/onestop_shuraku.html

4. 要素として必要となる事項の整理

上記を踏まえ、「小さな拠点」の形成・活性化を推進する事業として採択されるために 必要となる条件を整理すると以下のとおりである。

(1) 【明確な事業目的】

- ① 生活サービスの維持、自立的な事業の実施など持続的な地域の維持・形成という目的の存在
- ② 当該地域の実情を踏まえた活動全般に関する適切な KPI の設定と PDCA サイクル の整備

(2) 【先駆的な事業手法(多様な連携)】

① 官民協働 :実施主体の構成員もしくは実施主体をサポートする者として、地方

公共団体、地域住民、地域の民間事業者、サービス提供事業者、観

光団体、商工団体等の地域の多様な関係者との連携

② 地域間連携 :複数地域における取組や複数実施主体の連携、若しくは複数の実施

主体を支援する中間支援組織等による事業の実施

③ 政策間連携 :地域主体を調整主体としつつ、農林漁業、商業、医療・福祉、教育、

観光、交通など、地域に必要と考えられる多様な政策分野における

取組との連携

(3) 【責任ある総合的な経営・執行体制】

① 地域住民が主体となって戦略実施主体が設立、又は設立することが予定されており、

当該実施主体が地域の関係者・行政の合意を得た上での、活動の意思決定権の保有

② 関係主体の合意を得つつ、将来的な財政的自立を目指していること

(4) 【専門人材の育成・確保】

- ① 生活サービス等の多様な分野に関する地域内外からの専門人材の存在
- ② 取組全般の実施をリードするにふさわしい責任者の選任
- ③ 地域人材についての適切な育成の手立て・手段

5-1. 小さな拠点を形成する際に必要な手法

地域の特性に応じて、小さな拠点の形成に向けて、例えば以下のような工夫が考えられる。

(1) ワークショップの実施

地域住民が地域の将来に自らが責任を負う覚悟を持って主体的に地域の将来ビジョン (「地域デザイン」) を策定することは容易なことではなく、成果を上げるために数年以上かかる例も多い。「地域デザイン」が実効的なものとなるには、外部専門人材 (ファシリテータ、中間支援組織等) や地域人材等の活用の下、地域住民が主体となって、地域の課題・魅力を見つけ、今後の地域のあり方について考えていくワークショップの開催や「地域点検カルテ」の作成が有効である。

(2) 地域運営組織の形成

持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保等の地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)を形成することが重要である。

|5-2.本交付金の対象となる「小さな拠点」の形成・活性化の取組例|

「3.本交付金による支援の対象」で記述したような本交付金と関係府省庁の補助事業との役割分担の下で、以下の取組例のような、地域特性や戦略的な狙いを踏まえて行われる「小さな拠点」の形成・活性化に資する取組は、本交付金による支援対象となりうる。

なお、核となる「小さな拠点」の取組が、本交付金に頼らずに取組として自走していくことを目指すとともに、一体的もしくは付随的に行われる取組を含めて、「小さな拠点」の取組みがトータルで自立性を確保していくことが望ましい。

(1) 複数の「小さな拠点」を支援する NPO などの中間支援組織等の参画する活動を組成する取組

全都道府県又は都道府県の一部地方レベルなどの広域かつ複数の「小さな拠点」形成支援を目指している NPO などの中間支援組織等が参画する取組が想定される。このような中間支援組織の立上げ・育成・強化、及び中間支援組織等が行う地域主体による各種事業(例:買物・福祉等生活サービスを地域で受益するための仕組み、地域の資源をいかした農産物の生産、自伐林家の育成や木材のエネルギー利用、都市住民との交流等の仕組みづ

くり等)の検討・立案などを支援する。

当該取組を、NPOなどの中間支援組織等をコーディネーターとして、必要な地域で地方公共団体(市町村・都道府県)、地域住民、地域の生活サービス事業者等が連携して進めることが想定される。

本交付金では、中間支援組織等の立上げや育成・強化(人材育成やネットワーク形成によるノウハウ獲得等)、及び中間支援組織等による取組(調査やワークショップ等による合意形成・地域デザイン策定、地域主体による地域運営組織の構築、生活サービス維持・確保や稼ぐ力の獲得に係るコミュニティビジネス検討など)等への支援が想定される。

将来的には、中間支援組織が獲得したノウハウを活用した受託事業の実施や、支援する 地域におけるコミュニティビジネスの収益等で取組の自立を目指していくことが望まし い。

(2) 複数市町村を範囲とする事業・サービスの集約・共同化等に係る取組

複数市町村を市場・調達圏として持つ中核となりうる拠点(例:道の駅や公民館、空家や廃校を活用した拠点等)を核として、例えば、複数市町村の「物産加工・販売の集約・共同化」や「農林水産物の共同出荷」、「6次産業化による共同での商品開発」、「生活サービス(介護・福祉や医療等)の集約・共同化」等を行う取組である。

当該取組を、連携する複数地方公共団体(市町村・都道府県)、地域住民や住民団体、農林漁業事業者、商工事業者、<mark>交通事業者</mark>、生活サービスの供給事業者等が一体となって 進めることが想定される。

本交付金では、合意形成に係る協議会等の組成・運営、事業構想・計画の立案、集約・共同事業を行う空家や廃校などの施設改修等による事業拠点づくり、広報・PR、プロモーション等への支援が想定される。

将来的には、「集落住民等からの出資」や「参画事業者等からの負担金」等を検討することや、地域物産販売やコミュニティビジネスの収益等を徴収し、小さな拠点の運営に充当することなどで、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(3) 複数の「小さな拠点」の機能分担や巡回型サービスモデルの構築等に係る取組

複数の「小さな拠点」による担う機能・サービスの分担、あるいは新たな巡回型サービスモデル(例:巡回診療、巡回金融サービス、巡回買物サービス、巡回法律・税務等相談、巡回理美容サービス、巡回福祉バス、農産物の庭先出荷の巡回サービス等)の構築などに係る取組である。

当該取組を、地方公共団体、地域住民や住民団体、生活サービスの供給事業者、<mark>交通事業者等が一体となって進めることが想定される。</mark>

本交付金では、合意形成に係る協議会等の組成・運営、機能分担や巡回サービスモデルなどの事業計画の立案、新たなサービスの実証検証、広報・PR、プロモーション等への支援が想定される。

将来的には、「集落住民等からの出資」や「参画事業者等からの負担金」等を検討する

ことや、巡回型サービスの収益等を徴収し、小さな拠点の運営に充当することなどで、取 組の自立を目指していくことが望ましい。

(4) 官民連携、広域連携を通じた地域公共交通(旅客輸送)や物流等の維持・活性化に係る取組

「小さな拠点」の形成にあわせて、観光・医療福祉・まちづくりなどの政策連携の視点や、広域連携の視点等を勘案しつつ、地域公共交通や物流等の潜在的ニーズを掘り起こし、ヒトやモノの行き来の活性化や、公共交通・物流の「稼ぐ力」向上(利用者増・収支改善)に資する取組である。このような取組みの、事業計画の検討・策定や、事業計画の妥当性検証に資する活動等を支援する。

例:「小さな拠点」形成に係る地域の将来ビジョン(「地域デザイン」)を踏まえた、拠点間を結ぶバス路線の見直し(例:自家用有償旅客運送、スクールバスや福祉車両の空き時間の活用)や他の公共交通機関との接続の見直し(例:車両構成のあり方の検討)を行う取組。政策連携や広域連携の視点で多様なニーズに対応することにより、地域間の人の流れを変え、地域の活性化及び経済の発展を図る取組。

例:バス路線の維持と物流の効率化による地域住民の生活サービスや稼ぐ力の向上を 目的に、小さな拠点とを結ぶ路線バスによる宅配便の輸送を開始するような取組 (例えば、路線バスに一定量の宅配便を積載できるよう、バス車両の中央部の座席 を一部減らし、荷台スペースを確保する等)。

当該取組を、「小さな拠点」を核としつつ、地域住民、地方公共団体、旅客運送事業者、物流事業者、その他地域事業者等が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、路線等の事業計画の策定、本格運行への移行を前提とした実証運行、 広報・PR、プロモーション等への支援が想定される。

実証運行後の本格運行の費用は、基本的には、会費、利用者(旅客や物流事業者)からの料金収入、広告収入等で賄うことにより、将来的には運営主体が本交付金なしで、 事業を継続しうる自立を目指していくことが望ましい。

(5) 核となる集客施設・拠点等を中心に周辺の複数の「小さな拠点」が連携事業を展開する取組

例えば小中学生を対象とするスポーツ合宿・大会と体験型観光をセットにした新たな 形態のスポーツツーリズム、農業体験観光等を行うグリーンツーリズム等、都市から交 流人口を集める集客力の高い施設・拠点を中心に周辺の複数の拠点と連携して事業を展 開するような取組である。

当該取組を、「小さな拠点」を核としつつ、地域住民、地方公共団体、商工業者、観光事業者(及び地域の日本版DMO)が一体となって進めることが想定される。

本交付金では、連携による事業計画の立案や、事業推進組織(協議会等)の組成、体験型観光のメニュー等の開発・検討、資金等の循環の仕組みづくり、その他広報やプロモーションへの支援が想定される。

将来的には、地域産品や体験型観光ツアーの販売収益等を徴収し、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(6) 都道府県と市町村が一体となった「小さな拠点の形成」や、新たな生活サービス等の拠点・事業を実験的に立ち上げるような取組

複数市町村もしくは複数の「小さな拠点」を対象範囲として、地域の取組体制の立ち上げ、生活サービス・機能の集約・確保に係る戦略の立案、新たな生活サービス等の拠点・事業(医療福祉・買い物等の生活サービスや、地域・集落活動サポート、多世代の出会い・交流などの複合的なワンストップ拠点・事業)を都道府県と市町村が一体となって実験的に立ち上げるような取組である。新たな拠点・事業としては、福祉等の単一の政策分野に留まらない、多様な政策間連携を目指す取組を優先的に支援する。

当該取組を、「小さな拠点」を核としつつ、地域住民、地方公共団体、社会福祉法人、NPO、生活サービス供給事業者等が、官民協働のためのプラットフォーム等を構築しつっ、一体となって進めることが想定される。

本交付金では、持続的なワークショップの実施など地域デザイン等の策定、地域住民による取組体制(地域運営組織)の立ち上げや運営、生活サービス事業を立ち上げるための地域住民のニーズ把握、事業構想・計画の立案、事業を円滑に進めるためのネットワーク会議等の開催・運営、既存施設改修による事業拠点づくり等への支援が想定される。なお、本交付金では、原則的に既設拠点等の運営支援を対象とせず、あらたに立上げを行おうとする取組が支援対象となる。

注) 既に全国的な展開がみられる交流拠点等の立上げについては、横展開タイプの本交付金での支援を想定する。

将来的には、集落住民や集落外賛同者からの出資、サービス利用者の会費、利用料の 徴収、寄付の募集のほか、各種事業からの収入(例:介護保険法や障害者総合支援法等 の社会福祉制度から事業者が得られる収入)を活用してこれらも組み合わせて行うこと を検討すること等で、取組の自立を目指していくことが望ましい。

6. (参考) 本交付金と併せての活用が想定されうる国の主な関連支援施策(例示)

「小さな拠点」の形成・活性化に向けて、本交付金と併せて活用できる、各府省庁の主な支援施策として、次のようなものが想定される。

[中山間地域等の総合的振興関連]

○集落ネットワーク圏の形成

(総務省)

○「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進

(国土交通省) (農林水産省)

〇農山漁村振興交付金

[地域交通・インフラ関連]

〇地域公共交通確保維持改善事業

(国土交通省)

○地域エネルギー供給拠点整備事業

(経済産業省)

[特産品等開発関連]

〇6次産業化支援対策 (農林水産省)

[福祉事業関連]

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (厚生労働省)

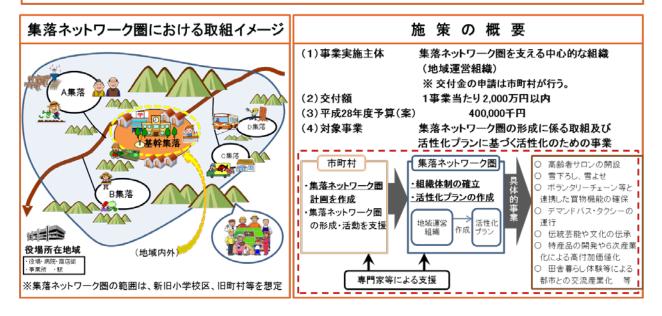
[その他]

〇鳥獸被害防止総合対策交付金 (農林水産省)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

H28当初予算案 4.0億円

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。



○「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進(国土交通省)

「小さな拠点」の形成推進

◎ 国土交通省 H28予算額:243百万円

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等に対して、引き続き支援するとともに、新たにフォーラムや交流会の開催を通じて一層の普及啓発を図り、地域の取組の深化を推進する。



「小さな拠点」とは: 小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐなど、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域:過疎、山村等の条件不利地域
- ●実施主体:市町村
- ●対象事業

施設の再編・集約等(補助率1/2以内) 既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係 る改修費等に対して支援

※本事業の支援対象はハード事業に限定。「小さな拠点」に関わる総 務省事業(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)とも連携し、 内閣府の下で相談窓口の一元化等を行いつつ、地域の取組を支援。

○フォーラムや交流会の開催等(新規)

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会を開催し考え方の一層の普及を図るとともに、同様な課題を抱える地域間相互の連携を強め、人と情報の『対流」による学び合いの枠組みを構築する。

〇農山漁村振興交付金 (農林水産省)

農山漁村振興交付金

【平成28年度予算概算決定額:8,000 (一) 百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する 方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- 〇 このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の 増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

都市農村共生・対流及び地域活性化対策 〇 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する 地域の活動計画づくりや手づくり活動、地域外の若者や意欲ある都 の実現に必要な施設等の整備を支援 市の若者を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優 良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援 牛産施設等 農林漁業の振興を図る生産 実施主体:地域協議会(市町村が参画)等 施設等の整備を支援

農山漁村振興交付金







高齢者生きがい農園

外国人の農村体験

山村活性化対策

〇 特色ある豊かな地域資源を有する山村の 雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村 の地域資源等の潜在力を再評価し活用する 取組を支援

〇実施期間:上限3年

子どもたちの農業体験

つ補助率 : 定額(1地区当たり上限1,000万円)



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画

農林水産物処理加工·集出荷貯 蕁麻設 - 育苗施設 - 第 蔵施設、育苗施設



生活環境施設

良好な生活の場である農山 漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、 農山漁村定住促進施設 等



廃屋利用の滞在施設



廃校・廃屋等改修交流施設 農林漁業・農山漁村体験施設 地域連携販売力強化施設 等



○実施主体:都道府県、市町村、農業者が組織する団体等

○ 実施期間:上限5年 ○ 補助率 : 1 / 2 以内等

※その他、地方創生や重点 「道の駅」等の取組と連携

主な重点プロジェクト 子ども農山漁村

交流プロジェクト

子どもの農山漁村での宿泊

こよる農林漁業体験や自然 体験活動等を推進

「農」と福祉の

連携プロジェクト

高齢者や障害者、生活困窮 者等を対象とした福祉農園

プロジェクト

グリーン・ツーリズムと

他の観光の組合せや、訪

日外国人旅行者の農山漁 村への呼び込みを推進

交流プロジェクト

(総務省、文部科学省、 国土交通省、厚生労働省と連携)

空き家・廃校等を活用し

た定住希望者の受け皿や 集落拠点施設等の整備を

の拡大・定着を推進

○地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)

地域公共交通確保維持改善事業

🥝 国十交诵省

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交 通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

○ 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網

ま地ち域 ちづくり

づくり支援とも連携し、支援内容を充実公共交通再編実施計画を実施する際には

形成計画

〇 地域公共交通再編実施計画の 策定に係る調査

地域公共交通再編 実施計画

国の認定

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

く支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路·航空路の運航

く支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドアの整備、ノンステップバス の導入等
- O LRT・BRTの整備
- 〇 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 0 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画 に基づく事業の実施
 - 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等
 - ためのバス路線の再編やデマンド型等の多様 なサービスの導入

平成28年度予算額 229億円 (対前年度比0.79) ※H27補正を含め 278億円 (対前年度比0.96)

- •LRT•BRTの高度化
- ・地域鉄道の上下分離等

※駅のエハーター整備や交通系ICカードの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁予算 80億円の内数) において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算 36億円の内数)において、それぞれ引き続き支援、

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

○ 被災地の幹線バスの運行

仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

平成28年度予算額 15億円 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上

〇地域エネルギー供給拠点整備事業 (経済産業省)

地域エネルギー供給拠点整備事業

平成28年度予算案額 30.5億円 (33.9億円)

資源エネルギー庁 石油流通課 03-3501-1320

産業技術展業局 大学連携追追 03-3501-0075

事業の内容

事業目的·概要

● 石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

(1) 災害時を含む安定供給の維持・確保

災害時を含む安定供給を確保するため、①地下タンクの大型化に伴う・入換や、②入換に伴う自家発電機導入を支援します。

また、過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、③経営基盤強化のために復数事業者等が行うSSの統合、

・集約、移転の際の地下タンクの設置や、④簡易計量機の設置を支援 します。

(2) 環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

⑤地下タンクからの危険物漏えい防止対策や、⑥危険物の漏れの点検に係る検知検査、⑦地下タンク等の撤去を支援します。

成果目標

本事業を通じて、市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保を図り、石油製品供給網の維持・強化や災害対応力の向上を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

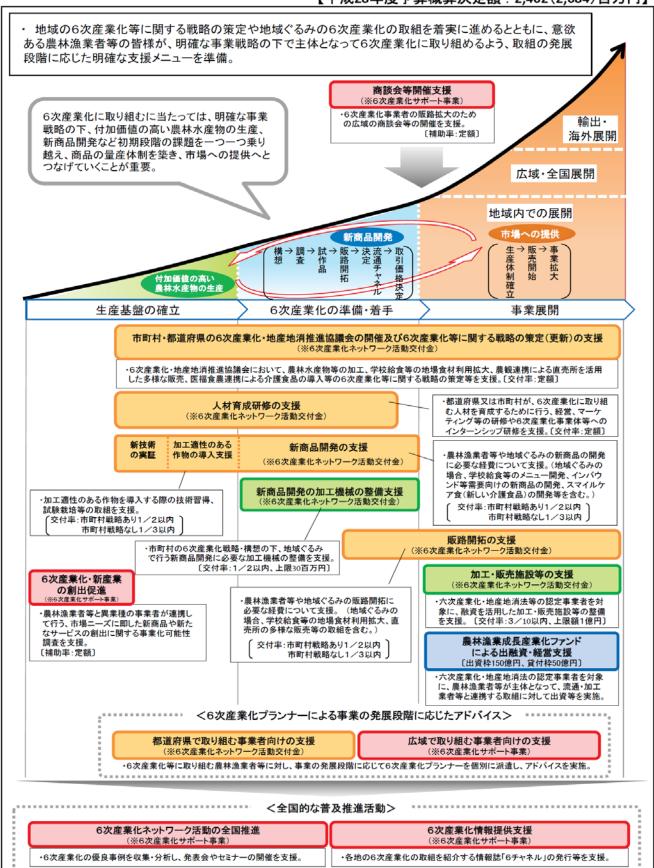




〇6次産業化支援対策 (農林水産省)

6次産業化支援対策等の概要

【平成28年度予算概算決定額:2,402(2,684)百万円】



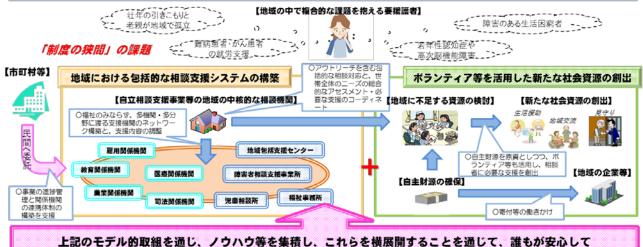
○多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (厚生労働省)

新「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

平成28年度予算額(案):500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点 から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に 必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

- ○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。
- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行 うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

〇鳥獸被害防止総合対策交付金 (農林水産省)

鳥獸被害防止総合対策交付金

【平成28年度予算概算決定額:9,500(9,500)百万円】 【平成27年度補正予算:1,200百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止 のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

侵入防止柵 処理加工施設

捕獲技術高度化施設 都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)

ソフト対策

- ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
 - (※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等)
- 〇捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証 (※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援
- ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組 (※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- ○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

- ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修
- ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組(新規) (※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

捕獲機材の導入

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



類型⑨:都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成

~地域の稼ぐ力と地域価値の向上により、地方都市の再生と地域経済の活性化 を同時に実現~

1. 目的

- (1) 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれている。健康で快適な生活や持続可能な都市経営を実現するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の公共交通ネットワーク形成を図る必要がある。
- (2) その取組の推進に当たっては、医療・福祉、子育て支援、公共施設の再編、「まちの賑わい」づくり、空き家対策などの関連施策が互いに連携(政策間連携)し、一体的、重層的に取り組むことが重要である。また、地方都市の再生と地域経済の活性化を同時に実現するため、民間のノウハウ等を活用する官民協働等を推進し、地域の稼ぐ力と地域価値の向上を図る。

2. 本交付金による支援の対象等

(1) 支援対象となる取組

- ①本交付金では、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に関する「官民協働」、「政策間連携」による先導的な取組を支援する。すなわち、幅広い関係者の連携・協力のもと、人口減少社会への対応、地域の「稼ぐ力」、地域価値の向上といった地域が直面する課題の解決に向け、効果的なソリューションを模索し、果敢に実行に移す積極的な取組について、その取組の立ち上がり段階や試行段階の事業経費(*)を優先的に支援する。
 - (*) 具体的な対象経費の例:事業推進主体組成経費(協議会の設立等)、事業構想・計画立案経費、外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費(人材マッチング等)、既存施設改修等の事業拠点整備経費、事業設備・備品経費、試作・実証経費、広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、展示会等)、市場調査経費等が挙げられる。
- ②本交付金による支援対象は、ソフト事業を主とし、ハード事業についてはソフト事業と 密接な関係がある場合に限り対象となりうる。ただし、各省庁の補助対象となっている ソフト事業及びハード事業は、原則、各省庁の支援事業の活用を優先する。

(2) 関係府省庁の補助金等との連携等

①都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に関する施策については、国土交通省、 経済産業省等が支援策を講じているため、施策の効果を高めるには、本交付金とともに、関 係府省庁の補助金や支援制度等の活用も視野に入れ、その推進を図ることが望ましい。

②また、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に当たっては、まちづくりに関する様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があることから、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、府省庁横断的に支援する「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局:国土交通省)を設置し市町村からの相談の対応や課題・ニーズの吸い上げをワンストップで行っているところであり、市町村における施策の検討に当たっては、当該支援チームの活用が有効である。

3. 要素として必要となる事項の整理

上記を踏まえ、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成を推進する事業と して採択されるために必要となる条件を整理すると以下のとおりである。

(1) 【明確な事業目的】

- ① 当該取組の実施により、地域の稼ぐ力、地域価値の向上を図り、地方都市の再生 と地域経済の活性化を図るという目的の存在
- ② 当該地域の実情を踏まえた活動全般に関する適切な KPI の設定と PDCA サイクル の整備

(2) 【先駆的な事業手法(多様な連携)】

- ① 官民協働:まちづくり団体(まちづくり会社(株式会社、第3セクター、TMO)、NPO、社団・財団法人等)をはじめ、地方公共団体と経済界、市民団体、金融機関、交通事業者、社会福祉法人等との連携
- ② 政策間連携:人口減少や少子高齢化を踏まえた子育て支援の充実、空き家・空き店舗や公共施設等の利活用の推進、人が集まる「まちの賑わい」づくり、新産業や需要の創出、健康長寿社会の実現など関係施策との連携
- ③ 地域間連携:本交付金の要件ではないものの、鉄道沿線の複数の地方公共団体の連携による公共交通ネットワークの充実やこれを活かした鉄道沿線の地域のブランド化など、連携による効果が高い施策については「地域間連携」を推奨する。

(3) 【責任ある経営・執行体制】

- ① 明確な意思決定主体、責任主体の存在
- ② 組織の透明性、健全性、コンプライアンス等の確保
- ③ アカウンタビリティ、情報開示の徹底
- 倒関係主体の合意を得つつ、活動の将来的な財政的自立を目指していること。

(4) 【専門人材の確保、ノウハウの保有】

- ① 事業実施に係る専門人材の確保
- ② 事情実施に係るノウハウの保有
- ③ 地域人材についての適切な育成の手立て・手段

4. 本交付金の支援対象となる「都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成」を具体化した取組例

(1) 官民協働型のリノベーション事業によるまちなか再生

空き家等の利活用によるまちなかの再生を促進するため、まちづくり会社、NPO等が、行政、民間事業者等と連携し、リノベーション事業のノウハウの共有、勉強会・ワークショップの開催、エリア内の不動産市場(賃料・地価等)の基礎的調査、空き家見学会の実施、入居希望者と空き家所有者等とのマッチング支援を実施する。

本交付金では、実施主体(協議会)の立ち上げ、事業構想・計画の立案、外部専門人材等の招聘、勉強会・ワークショップの開催、不動産市場の基礎的調査、空き家見学会等に要する費用への支援が想定される。(リノベーション事業自体はファイナンス手法等の活用により自ら資金を工面し、リノベーション後のテナント収入により投資を回収する。)

将来的には、運営主体が交付金なしで、関係者からの負担金や補助金等により事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(2) タウン・モビリティの導入によるまちの回遊性向上と地域経済の活性化

まちの回遊性向上、来街者の増加による「まちの賑わい」づくり、高齢者等の買い物支援を促進するため、まちづくり会社、NPO等が、行政等と連携し、まちの拠点において、高齢者、障害者、観光客等の来街者を対象に電動カート・電動車いす、シェアサイクルなどを貸し出し、買い物手段や街を散策する手段を提供する。

本交付金では、運営主体の立ち上げ、事業構想・計画の立案、実証運行(タウン・モビリティの貸し出しポイント設置、車両レンタル、貸出システム等)、広報・PR等に要する費用への支援が想定される。

将来的には、運営主体が交付金なしで、利用者からの料金収入、関係者からの負担金や 補助金等により事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(3) 官民協働型のエリアマネジメントによる「まちの賑わい」創出と地域価値の向上

「まちの賑わい」創出と地域価値の向上を図るため、まちづくり会社、NPO等が、行政等と連携し、「まちのヘソ」となる広場等の管理・運営など、民主導のエリアマネジメント活動を実施する。

本交付金では、エリアマネジメント団体の立ち上げ、事業構想・計画の立案等に要する費用への支援が想定される。

将来的には、運営主体が交付金なしで、関係者からの負担金や補助金等により事業を 継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(4) 地方公共団体、バス事業者、商店街振興組合等が連携した乗合バスの運行による地域 経済の活性化と公共交通の利用促進

公共施設等への交通アクセスの改善、まちの回遊性の向上による生活利便性の向上、買い物客・観光客等の増加による地域経済の活性化を促進するため、地方公共団体、バス事業者、商店街振興組合等が連携し、駅、商店街、商業施設、市役所、病院等を結ぶ乗合バスを運行する。乗合バスの運行費用については、基本的には、利用者からの料金収入、広告収入、商店街振興組合、商業施設等からの負担金等で賄う。

本交付金では、協議会の設置、事業構想・計画の立案、実証運行(車両レンタル、バス 停の標識掲示、待合施設の軽微な改修等)、広報・PR等に要する費用への支援が想定され る。

将来的には、運営主体が交付金なしで、利用者からの料金収入、商店街振興組合等の関係者からの負担金・補助金等により事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(5) 子育て、教育、起業支援等新たなサービスの提供によるまちの拠点機能強化

まちの拠点機能を強化するため、地方公共団体、民間事業者等が連携した官民協働のプラットフォームを形成し、駅前やまちなかの拠点において、子育て、教育、起業支援など地域のニーズを踏まえた新しいサービスを提供する。新たなサービスとしては、例えば、送迎保育ステーション(勤務時間、勤務経路等の関係で保育所まで幼児を送迎することが困難な住民に対し、出勤途中に駅で幼児を一旦預かり保育所等に送迎するサービス)、教育支援・職業体験サービス、起業支援サービスなどが想定される。

本交付金では、協議会の設置、事業構想・計画の立案、空き家改修等によるサービス 拠点設置、広報・PR等に要する費用への支援が想定される。

将来的には、運営主体が交付金なしで、利用者からの料金収入、関係者からの負担金や補助金等により事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(6) 「ふるさと投資」(クラウドファンディング)を活用した市民のまちなか投資促進

市民のまちなかへの投資を促進するため、地方公共団体、地域金融機関、民間事業者等が連携し、「ふるさと投資」(クラウドファンディング)を活用し、空き家等の改修や利活用、街並み保全等を実施する。

本交付金では、立ち上げ支援(デューデリジェンス、事業計画助言等)、プロジェクト案件の発掘(セミナー開催、都市圏での広報・PR等)に要する費用への支援が想定される。

プロジェクト組成後は、事業資金の維持などにより自立的に事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

(7) 交通系 I Cカード等のデータを活用した運行見直しによる公共交通の利便性向上

交通事業者の生産性の向上による公共交通利用者の利便性向上を図るため、地方公共 団体、交通事業者、民間事業者等が連携し、交通系ICカードの利用データ等を活用し つつ、運行ルートや便数など運行計画の見直し、実証運行等を実施する。

本交付金では、事業構想・計画の立案、ICカードの読取システム改修、データ分析、

実証運行(車両レンタル、バス停の標識掲示、待合施設の軽微な改修等)、広報・PR等に 要する費用への支援が想定される。

将来的には、運営主体が交付金なしで、事業資金の維持などにより自立的に事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。なお、1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ましい。

(8) 地域鉄道と沿線の地方公共団体等との連携による公共交通ネットワークの充実等

2次交通の確保を含めた域内の公共交通ネットワークの充実を図るため、地方公共団体、鉄道会社、住民団体等が連携し、鉄道の運行と自治体のコミュニティバスの運行との連携の強化や乗り継ぎ改善等を実施する。また、自治体が行うサイクルステーションの設置と鉄道会社の自転車の車内持ち込みサービスをセットで行うことで自転車愛好者らを域外から呼び込む取組を実施する。沿線において自治体や住民団体等との協働で芸術祭等を開催し、地域のブランド化を図るとともに、地域経済の活性化や乗客増による鉄道会社の経営環境の改善を図る。

本交付金では、協議会設置(事業連携体制の構築)、事業構想・計画の立案、市場調査(テストマーケティング等含む。)、広報・PR等に要する費用への支援が想定される。 将来的には、運営主体が交付金なしで、事業資金の維持などにより自立的に事業を継続しうるよう、取組の自立を目指していくことが望ましい。

|5. (参考) 本交付金と併せての活用が想定されうる国の主な関連支援施策(例示) |

都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に向けて、本交付金と併せて活用しうる、各府省庁の主な支援施策として、次のようなものが想定される。

- 〇コンパクトシティ形成支援事業(国土交通省)
- 〇都市機能立地支援事業 (国土交通省)
- 〇都市·地域交通戦略推進事業(国土交通省)
- 〇地域公共交通確保維持改善事業 (国土交通省)

〇コンパクトシティ形成支援事業(国土交通省)

コンパクトシティ形成支援事業

<継続> 平成28年度予算額 3.1億円

大都市郊外部等では、人口減少、高齢化の進展を背景に、都市サービス、都市経営の持続性低下が懸念されており、鉄道沿線を軸に市街 へが印が行わずでは、人口減少、高明的の進展で有意に、即印リーに入、利用経古の特殊性は下が認念されてのり、鉄道石線を輸に申街 地が形成されている都市構造を活かした都市機能の再編を進めることが重要である。このため、交通結節点である駅周辺に日常生活に必要 となる都市機能を誘導するとともに、拠点病院、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の市町村間で分担・連携し、あわせて公共 交通機能の強化を進める、沿線市町村と鉄道事業者が連携したコンパクトシティの推進(鉄道沿線まちづくり)を図る。

現行制度

1. 計画作成の支援

対象計画: 立地適正化計画 広域的な立地適正化の方針 PRE活用計画、低炭素まちづくり計画

- ユンパクトシティの推進に向けた以下の段階における地域住民等の理解や 合意形成を図るために必要なデータ整備、資料作成等の検討・調査、 専門家の派遣等に係る費用を支援

 - ▶ 対象計画の策定▶ 対象計画に基づく各種施策の推進

3. 誘導施設等の移転促進の支援

誘導施設等の除却処分・緑地等整備の支援

-医療施設社会福祉施設等延床1,000m2以上) - 商業施設(上記施設と一体的に立地)

4. 建築物跡地等の適正管理支援

- 跡地等管理区域における建築物跡地等の適正管理にかかる
 - ▶ 跡地管理方策に関する調査、検討経費
 - ▶ 跡地等管理協定を締結又は締結見込みの建築物跡地等の管理 のための専門家派常経費及び管理上必要な敷地整備経費

補助対象の追加

複数市町村が連携して立地適正化計画を作成する際の「広域的な立地適 正化の方針」の作成の支援対象として、現行の地方公共団体に加え、沿線 市町村と鉄道事業者を含む「鉄道沿線まちづくり協議会」を追加

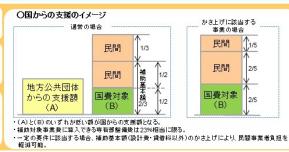
沿線市町村と鉄道事業者の連携による 「広域的な立地適正化の方針」の作成 高次の都市機能の分担・連携 公共交通機能の強化 都市機能誘導区域 リハビリテーション医療 居住誘導区域 鉄道 CBT A市 В市

〇都市機能立地支援事業 (国土交通省)

都市機能立地支援事業

<継続> H28予算額: 24億円

- 〇地方公共団体からの支援として、民間事業者に対する公有 地等賃料の減免や固定資産税等の減免等を実施。
- 〇生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化・商業) を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を 実施する民間事業者に対し、国から直接支援。(補助率1/2)
- ○「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③ 既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業に ついては、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を 軽減。





〇都市・地域交通戦略推進事業(国土交通省)

都市•地域交通戦略推進事業

<継続>

H28予算額:6.0億円

: 人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題 認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に拡がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低 減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などか らなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 〇 補助対象者:協議会 等



平成28年度予算における拡充事項

○ 拠点駅及びその周辺を見渡した「交通ターミナル戦略」を自治体又は協議会関係者が策定し、その計画に基づき推進する都市開発と 連携した歩行空間ネットワーク構築等を支援する。(バリアフリー施設、案内サイン、歩行空間整備の要件緩和等)

〇地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)

地域公共交通確保維持改善事業



コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの 再構築に向けた取組みを支援

平成28年度予算額 229億円 (対前年度比0.79) ※H27補正を含め 278億円 (対前年度比0.96)

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

○ 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網 形成計画

○ 地域公共交通再編実施計画の 策定に係る調査

地域公共交通再編 実施計画

国の認定

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- <支援の内容>
- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア、内方線付点状ブロック、 多機能トイレ等の整備、ノンステップバスの導入等
- LRT·BRTの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画 に基づく事業の実施
 - ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等の ためのバス路線の再編やデマンド型等の多様 なサービスの導入
 - •LRT•BRTの高度化
 - 地域鉄道の上下分離等

※駅のエルベータ整備や交通系ICか小での導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(観光庁予算 80億円の内数) において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算 36億円の内数)において、それぞれ引き続き支援。

まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実地域公共交通再編実施計画を実施する際に

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

○ 被災地の幹線バスの運行 ○ 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

平成28年度予算額 15億円 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

類型①:

ローカルイノベーション

~地域を主体とした稼ぐ力創出の戦略的実施~

資料5-4

1. **目的**

〇地域の資源(人材、技術等)を 有効活用しながら、地域の企 業、研究機関、大学、金融機関 等の連携及びそれぞれの機能 強化を促進し、イノベーション・ エコシステム の形成や、地域 の強みのある分野への支援を 通じて、IoTを活用した新たなイ ノベーションの創出をはじめ、 地域の稼ぐ力の引き出しを図 **る**。

2. ローカルイノベーションへの支援

- ○ローカルイノベーションの取組においては、地域の民間企業、研究機関、大学、金融機関等が連携し、その機 能強化を通じて行われる、イノベーション・エコシステムの形成や企業の成長段階に応じた支援が必須。
- ※「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレイヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが 創出される、生態系のような環境・状態をいう。
- ○企業の成長段階に応じて各企業への支援が行われるような環境を醸成し、地域の稼ぐ力を創出。
- ① グローバル企業:産学連携プラットフォームとグローバル市場への橋渡し
- ② 中核企業:個社単位でのハンズオン型支援を一層強化
- ③ 中核企業候補:成長に向けたエコシステム作り

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となるローカルイノベーションの取組

(2) 関係省庁の補助金等との連携

- 産学官金が連携しつつ、客観的なデータを活用した地域の産業分析に基づく地域全体の産業 本交付金では、地域の産業構造分析に基づく複数 戦略の下で、
 - ・イノベーション・エコシステムの形成を目指すコンソーシアム作りの立ち上げ支援
 - ・地域が一体となって戦略的に地域の中核企業等に対してグローバル市場への橋渡し、ハ ンズオン型支援、エコシステム作りといった**支援等ができるためのネットワーク形成の立** ち上げ

を行う取組に高い優先順位を置く。

<具体例>

【イノベーション・エコシステム関連】

- ・ 地域支援プラットフォーム・ネットワーク構築に向けた地域関係者の合意形成
- ・ 将来を見据えた技術ニーズ調査等を踏まえた戦略構築

【中核企業等への支援に資するネットワーク形成】

- 当該地域の産業構造分析に基づいた戦略構築
- RESAS等を活用した地域の産業分析とターゲット産業の特定
- 注) 将来的には、協議会等の体制については会費収入等を得ること等で取組の自立を目指して いくことが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進交付金の活用 に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ましい。

- 自治体の地域間連携、官民協働、政策間連携と いった要素を含む、地域が一体となったイノベーショ ン・エコシステムの形成に向けた取組や地域におけ る戦略的な地域中核企業等への支援、地域の関係 機関(産学官金)の機能強化に資する取組を対象に 支援に係るプラットフォーム・ネットワーク形成及び 立ち上げ初期に係る費用を優先的に対象とする。
- 個々の企業、研究機関、大学等の研究開発への支 援や個別企業等への創業支援への支援について は、原則、経済産業省、中小企業庁、文部科学省、 総務省など各省庁の支援事業の活用を優先する。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2)先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

①地域経済全体の活性化という目的

②活動全般に関する適切なKPIの設 定とPDCAサイクルの整備

①官民協働

②地域間連携

①自治体と地域の関係者の連携

①地域内外からの専門人材

③政策間連携

②将来的な財政的自立

②先導するにふさわしい責任者の選任

③産学官体制を成立させるコーディネー

5. 本交付金の対象となる「ローカルイノベーション」を具体化した事業例

[取組の例]

「 本交付金による支援の例]

[自立への工夫の例]

(例1) 地域のイノベーション創出に向けた取組

(例2) 地域の研究施設等を活用した地域イノベーションの創出に向けた取

(例3) 産学官金体制の構築

(例4) 広域連携に資する創業支援の取組

(例5) 地域の関係団体・機関が連携し、重点分野を集中的に支援する取組

(例6)地域ぐるみの戦略的標準化プラットフォームの構築

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想 計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠 点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーショ ン経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマー ケティング等) など

- 協議会等の体制を 維持するための会 費収入
- 研究施設等の有 償利用による利用 料収入
- 利用機関との共同 研究を行い付随的 に発生する研究成 果のライセンス料
- 企業等へのコンサ ルティング対価

など

類型②:

日本版DMOを核とした観光地域づくり

~観光を出発点とした新たな地域経済活性化の戦略的実施~

1. **目的**

- 徹底して顧客である観光客の 目線に立って、地域間、官民間、 異業種間、政策間の様々な連 携図りながら、地域経済全体の 活性化につながる観光戦略を 実施する組織として日本版 DMOを確立。
- 日本版DMOを核として実施す る観光地域づくりの取組を支援 することにより、地域における 観光振興にとどまらない地域 経済全体の活性化を図る。

2. 日本版DMOとその備えるべき基礎的な機能

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

○ 日本版DMOは、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの **舵取り役**として、多様な**関係者と協同**しながら、地域の**観光振興** の実現に向けた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実現す るための調整機能を備えた法人。

[備えることが求められる基礎的な既往]

- ① 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての 多様な関係者の**合意形成**
- ② 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコン セプトに基づいた戦略(ブランディング)の策定、KPIの設定及 びPDCAサイクルの構築
- ③ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調 **塾・仕組み**(マネジメント、ブランディング、プロモ―ション)づくり

多様な関係者との連携 内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携 交通事業者 商工業 二次交通の確保・周遊企画乗車券の設定 ・ふるさと名物の開発・免税店許可の取得 観光地域づくりへの理解 市民ガイドの実施 日本版DMO ・観光振興計画の策定 ・プロモーション等の 観光振興事業 個別施設の改善 ・品質保証の導入 インフラ整備(景観 道路、空港、港湾等 ·文化財保護·活用 ・観光教育 ·交通政策 ·各種支援措置 飲食店 農業体験プログラムの提供 ・6次産業化による商品開発・「地域の食」の提供 ・多言語、ムスリム対応 地域一体の魅力的な観光地域づくり 戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

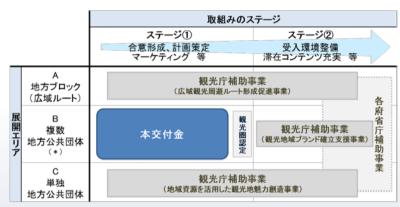
観光客の呼び込み

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる日本版DMOの活動

- 〇 設立準備段階から設立を経て自立した 活動を展開するまでの日本版DMOの諸 活動に係る事業経費が支援対象。
- なかでも、広域、官民、政策間、異業種 間といった連携要件をいずれも含む日本 版DMOの活動に対して優先的に支援。
- 注)観光関連設備整備等について、各府省庁の 支援メニューが既に存在するものは、原則と して、各府省庁の支援事業の活用を優先。
- 注)将来的には、当該日本版DMOが、関係事業 者からの賦課金や協力金、地方公共団体の 独自財源確保等を通じて財政的な自立を計 画していることが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な 役割分担の下で、地方創生推進交付金の活 用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効 活用を図ることが望ましい。

- 本交付金による支援は、設立準備段階か ら自立した活動を展開するまでの段階(主 にソフト事業が対象)。
- 本交付金による支援は、主に複数の地方 公共団体の地域を対象とする日本版DMO。 注)平均的な市町村の大きさと比べて著しく大き くなっている市町村については、単独市町 村であっても、官民、政策間、異業種間の連 携要件を満たせば、横展開タイプでの支援 の対象となりうる。
- なお、本交付金による日本版DMOの支援 は、申請前段階、審査・採択段階等を含め て**観光庁との有機的な連携の下**で行う。



*:複数地方公共団体は、「複数の市町村」によるケース、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」による ケースが想定される

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2)先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

①観光消費の増加を含む地域経済全体 の活性化という目的

①官民協働

②地域間連携

①活動の意思決定権の保有

①地域内外からの専門人材

②活動全般に関する適切なKPIの設定と PDCAサイクルの整備

③政策間連携

4異業種間連携

②将来的な財政的自立

- ②先導するにふさわしいCEOの選任
- ③地域人材育成の手立て・手段

注)なお、支援の対象となる日本版DMOは、別途、観光庁が創設した「日本版DMO候補法人の登録制度」の登録法人もしくは当該登録を目指す事業主体を想定する。

5. 本交付金を活用して日本版DMOの形成と併せて行われる取組(推奨事例)

「取組の例] [本交付金による支援の例]

(例1)地域商社等と連携した、地場産品の市場拡大に向けた取組

(例2) 訪問客の周遊性を高める観光町並みゾーン形成を促し、時間消費・ 観光購買消費を高める取組

(例3) インフラを地域の観光資源として活用する取組

- (例4) 自然資源(国立公園やジオパーク等)や地域の伝承・文化等、地域の 資産の観光資源化に向けた取組
- (例5) 歴史文化資産となるような建造物等の管理も含めた、観光とまちづく りの融合をめざしたタウンマネジメントの実現に向けた取組
- (**例**6) 絶滅危惧種の保全・共生と観光振興を前向きに組み合わせた環境 保全に係る取組
- (例7) コンセッションを含む空港運営の向上のための取組を契機として、地 方空港のゲートウェイ機能の強化と地域の観光振興を一体的に推進
- (例8)「道の駅」を活用した地域の観光資源の開発に関する取組
- (例9) 「海」を核とした観光振興を通じた地域活性化に係る取組

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想・計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠 点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーショ ン経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマー ケティング等) など

関係事業者からの 賦課金や協力金、 会費

[自立への工夫の例]

- 販売等収益(地域 産品、パッケージツ ア一商品、ガイド案 内料等)の一部徴 収
- 広告料収入
- 改装した古民家等 の賃料収入
- 地方公共団体の独 自財源確保(例:入 湯税等)など

類型③:

地域商社を核とした地場産品市場の振興

~中規模市場づくりから切り開く新たな地域経済活性化の戦略的実施~

1. **目的**

○徹底した顧客目線に立ち、地域 間連携、官民協働、政策間連携 を引き出しつつ、幅広い地場産 品の安定的な販路の開拓・拡大 に取り組み、最終的に地域経済 全体の活性化を目標として、販 路を支える地場産品を戦略的に 束ねる地域商社を核に、地場産 品市場の拡大を目指す。

2. 地域商社とは

○地域商社とは、主に以下の取組を行う組織をいう。

①現状分析 : 既存の地場産品の整理、その市場・販路の現状認識、地場産品の市場性の見極め

: 販路開拓に関するビジョン・目標設定、競争優位性確立、ブランデイング、プロモーション、 ②販路開拓

ターゲット市場の見極めと販路の開拓

: 開拓した販路にふさわしい商品の見極めと束ね、中長期の販路開拓戦略を念頭に置いた、

新しい地場産品づくりの支援

○地域商社とは、地域の様々な関係者から、委任と協力を得て、販路開拓機能の発揮を目指し設立される機関

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる地域商社

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 本交付金では、地域間連携、官民協働、政策間連携の下、徹底した顧客目線 に立ち、地場産品の振興と、それを通じた**地域経済全体の活性化を目指す**、 地域産品販売のプラットフォームとしての機能を果たす地域商社の支援を行う ことに、高い優先順位を置く。
- 具体的には、設立作業及び設立初期の以下の活動を念頭に置く。
 - ▶ 関係者の合意形成
 - ▶ 現状分析と新たなマーケティング戦略の確立、販路の開拓
 - ▶ 当該販路の開拓・拡大にふさわしい商品ラインアップの設計と開発
- 注) 将来的には、当該地域商社が、会費・手数料収入、直販事業の収益等を通じ た財政的自立を目指していることが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進 交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ま しい。

- 本交付金では、複数市町村による地域間連携、官民協働、政策 間連携といった要素を含む、戦略的な地域商社を対象に、その 設立及び立ち上がり段階の事業経費の支援を優先的に対象とす る。
- 個々の地域におけるふるさと名品や伝産品への支援、個別企業 への支援等について、各省庁における支援メニューが既に存在 するものは、原則、農林水産省、中小企業庁、文化庁など各省庁 の支援事業の活用を優先する。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2) 先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

①地場産品市場の拡大を通じた地域 経済全体の活性化

②活動全般に関する適切なKPIの設 定とPDCAサイクルの整備

①官民協働

②地域間連携

①活動の意思決定権の保有

①地域内外からの専門人材

③政策間連携

②将来的な財政的自立

②先導するにふさわしいCEOの選任

③地域人材育成の手立て・手段

5. 本交付金の対象となる地域商社の形成と併せて行われる取組例

[取組の例]

[本交付金による支援の例]

[自立への工夫の例]

(例1) 地域資源のブランド化と海外展開の促進

(例2)クラウドファンディング等新たな資金調達による地域資源の発掘・育 成支援

(例3)農林水産物等を活用した地場産品の販路開拓と地域資源の保全活 動の連携による新たな地域ブランドの創出

(例4)「広域浜プラン」等の取組を契機とした産地間連携の促進

(例5) 鳥獣被害対策と連携した地域資源としての「ジビエ」等の利活用の推 進

(例6) 伝統工芸の保全と伝統工芸品振興を前向きに組み合わせた販路開 拓活動

(例7)「道の駅」等を有効に活用した、地場産品市場の拡大に向けた活動

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想 計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠 点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作 · 実証経費
- 広報・PR経費、プロモーショ ン経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマー ケティング等) など

- 取扱手数料、会員 料、協賛金等
- 地域ブランドの創 出による地場産品 の販売や直販事 業等を行う場合の 収益
- 事業者からのサ ポート・相談に係る 手数料
- ファンド運営手数 料

など

類型4:

ローカルサービスの生産性向上

~稼ぐ力の向上と効率化の両面から、サービスの生産性向上にアプローチ~

1. 目的

- 〇地域経済を支えるサービス産業の生産性向上のためには、個々の事業者における働き方の工夫や、事業者間協力による効率化に加え、対内直接投資の促進も含めた投資、投資促進に向けた事業者間連携を引き出すことも重要。
- ○各業種に即したサービスの改善を促す一方、地域企業等間に様々な連携を生み出し、販路開拓など新たなビジネスモデル上の連携や、ITの活用などの戦略的投資を呼び込みつつ、地域経済を支えるサービスの生産性向上に向け、様々な取組を促していくことが必要。

定とPDCAサイクルの整備

2. ローカルサービスの生産性向上とは

- 〇サービスの生産性向上を図る上では、個々の働き手の技能の向上や工夫はもとより、サービスを構成する業務プロセス全般の見直し、さらにはIT等の適切な投資を進めていくことが重要。
- ○そのためには、個社単位の改善活動の支援はもとより、業務間、企業間の積極的な連携を促し、投資を進めや すい環境を整えていくことが重要。
- 〇こうした考え方の下以上のサービスの生産性向上に向けては、以下のような取組が考えられる。
 - ①地域企業間の連携による戦略的投資の促進
 - : 観光や農業、生産と流通、顧客サービス業と街づくりなど様異分野間の連携の下、顧客管理システム等のITの活用 や 共同販路開拓等の新たなビジネスモデルの開発など、生産性向上に資する投資を行う
 - ②接客業におけるタブレット端末導入など個社単位での生産性改善活動
 - :旅館等におけるタブレット端末の導入など、個社単位での生産性向上に向けた取り組みや投資を促すための枠組みの確立
 - ③生産性向上に向けた環境整備の加速
 - : サービス経営人材の育成、サービス大賞等ベストプラクテイスの普及など、サービス生産性向上に取り組む企業を支援するような環境の整備

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となるサービス生産性向上の取組

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 同業種間はもとより、観光や農業、まちづくり等、様々な分野と連動して新たな サービスモデルを提供しようとする、事業者間の連携の促進に高い優先順位を置いて支援。
- 旅館等におけるタブレット端末の導入など、個社単位での生産性向上に向けた取り組みや投資を促すための、枠組みの確立や、サービス経営人材の育成、サービス大賞等ベストプラクテイスの普及など、サービス生産性向上に取り組む企業を支援するような環境の整備に対しても支援。
- 注) 将来的には、当該取組が会費・手数料収入等を通じた財政的自立を目指していることが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ましい。

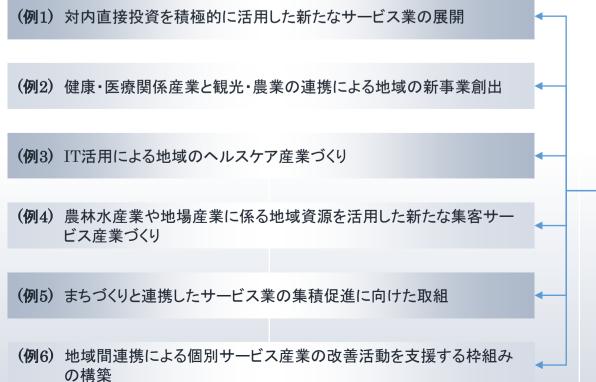
- 本交付金では、複数市町村による地域間連携、官民協働、 政策間連携といった要素を含む、地域企業等の集積・他分 野との連動による戦略的なサービス事業の構築や、個社単 位の取組を支援するための枠組み作りを支援の対象とする
- 個別事業者による生産性向上に資する設備投資等については、原則、経済産業省、中小企業庁、農林水産省など各省庁の支援事業の活用を優先する。

③地域人材育成の手立て・手段

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的(2)先駆的な事業手法(多様な連携)(3)責任ある総合的な経営・執行体制(4)専門人材の育成・保有①サービス業の生産性向上、地域経済全体の活性化。①で民協働②地域間連携①活動の意思決定権の保有②先導するにふさわしいCEOの選任②活動全般に関する適切なKPIの設③政策間連携②将来的な財政的自立

5. 本交付金の対象となる「サービス生産性の向上」を具体化した事業例



- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想:計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等) など

協議会等の体制 の自立に向けた、 関係事業者からの 会費収入等 類型⑤:

地方創生推進人材の育成・確保

~国と地方の協働による多様な分野の専門人材の発掘・創出~

1. 目的

○ 地方版総合戦略に基づき、その推進に必要 となる人材ニーズを受けた戦略的な人材育 成・確保に取り組み、地域間、官民間、政策 間の様々な連携を引き出しつつ、地域の総合 力の底上げを図る。

2. 地方創生推進人材とは

- 地方創生推進人材は、地方創生の取組を先導する多種多様な人材を包含するが、例えば以下のような分類が考えられる。
- ① 地方公共団体も含め、地域の戦略を策定し、戦略全体を統合・管理する人材
- ② 個別分野・個別事業の経営に当たる人材
- ③ コミュニティにおいてリーダーシップを発揮する人材
- ④ 第一線で中核的に活躍する人材
- 地方創生の取組を着実かつ効果的に進めていくためには、個々の事業者等におけるプロフェッショナル人材だけでなく、分野ごとに強力なリーダーが存在する必要がある。地方創生推進人材とは、こうした先導・調整機能の継続的な発揮を目指し、地域の様々な関係者の合意の下に育成・確保されるものをいう。

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる地方創生推進人材育成・確保の取組

- 人材育成事業の立ち上げ支援や他の事業を行うに当たって必要な研修、 高度な人材による指導への対価に係る経費に充てられる。
- なかでも、広域連携、官民連携、政策間連携の下に行われる、全国規模での取組と連動しながらも、その地域独自の人材ニーズに基づいて行われる人材育成・確保の取組と、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す施策の支援を行うことに、高い優先順位を置く。
- 注) 将来的には、当該事業が受講料や関係事業者からの賦課金、協力金など を通じた財政的自立を目指していることが望ましい。

(例7)地域の伝統芸能の伝承人材育成と伝統芸能を活かした観光振興

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 複数市町村による広域連携、官民連携、政策間連携といった要素を含み、その他の国の取組ではカバーされない独自の人材ニーズに対応するための取組を対象に、その立ち上げ期に係る経費を優先的に支援対象とする。
- 各省庁において、それぞれの所掌に応じた人材育成の取組に対する支援が行われており、当該支援措置の範囲に収まる取組については、原則、各省庁の補助金により対応する。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的(2)先駆的な事業手法(多様な連携)(3)責任ある総合的な経営・執行体制① 地域の総合力の底上げという目的①官民協働②地域間連携①活動の意思決定権の保有② 活動全般に関する適切なKPIの設定とPDCAサイクルの整備③政策間連携②将来的な財政的自立

5. 本交付金の対象となる「地方創生推進人材の育成・確保」の考え方を具体化した事業例 [取組の例] [本交付金による支援の例] [自立への工夫の例] (例1) 大学や企業と連携した教育プログラムの開発・実践 • 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等) • 授業料やコンサル (例2) 全国規模での地方創生推進人材育成の取組と連動した「地方学校」 • 事業構想・計画立案経費 料、参加料 の取組 外部人材招聘経費、その他 参画企業からの協 人材確保等関係経費(人材 (例3) 産学官協働によるグローカル人材育成プログラムの構築 賛金や受講料収 マッチング等) • 既存施設改修等の事業拠 (**例4)** 関連企業等が連携して支援する地元ニーズに対応した産業人材の 点整備経費 • 地域産品の販売 輩出システムの構築 • 事業設備・備品経費 試作·実証経費 **(例**5)地域人材育成ネットワーク形成支援事業 インターンシップの • 広報・PR経費、プロモーショ 過程で開発した特 ン経費(販売促進イベント、 産品の販売収益 (例6) 産学官が連携した地域スポーツ人材コンソーシアムの構築 展示会等) など • 市場調査経費(テストマー

ケティング等) など

地方創生推進交付金における先駆的な事業例(手引き:概要版) 01/14 未定稿

類型(6):

移住促進・生涯活躍のまち

~「生涯活躍のまち」構想など人材の「受け皿」の確保を伴う戦略的な移住促進策の実施~

1. **目的**

○ 徹底して移住者の目線に立つとともに、政策間連携により、地域における産業や福祉分野、生活や暮らしを支える分野等における人材ニーズの発 掘・整形を行いながら、広域連携、官民連携を引き出しつつ、当該地域への移住・定住促進に取り組み、地域産業や介護・福祉分野の人材確保の下 支えを通じて地域全体の総合力を高めることを目指す。

2. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる移住促進・生涯活躍のまちの取組

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 政策間連携・広域連携・官民連携の下、徹底して移住者の目線に立ち、○「生涯活躍のまち」構想に関しては、地域包括ケアシステムの実現に向け、 安定した雇用の受け皿の創出を伴いながら、都市部等への効果的な 情報発信や人材マッチングフローの構築・運用、地域コミュニティの活 性化を行う取組の支援を行うことに、高い優先順位を置く。
 - た地域支援事業(厚生労働省)や、サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (国土交通省)など、その基本コンセプトに関連する制度・事業が既に各省 庁において実施されているため、移住相談からソフト面・ハード面の環境整 備まで、既存の制度等を活用することが求められる。
- 注) 将来的には、当該取組が、関係事業者からの協力金(「生涯活躍のま ち」の場合には、これらに加え、入居者からのサービス利用料収入)な どを通じた財政的自立を目指していることが望ましい。
- 個々の雇用創出や就職あっせんなどについては、従来から、厚生労働省、 経済産業省等において支援事業が講じられており、こうした既存補助金の 存在する事業については、原則、各省庁の補助金により対応する。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創 生推進交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を 図ることが望ましい。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2)先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

- ①地域の総合力の向上又は高齢者の移住 を通じた地域コミュニティの活性化という
- 目的 ②活動全般に関する適切なKPIの設定と

PDCAサイクルの整備

①官民協働 ③政策間連携 ②地域間連携

①活動の意思決定権の保有

②将来的な財政的自立

①地域内外からの専門人材

5. 本交付金の対象となる移住促進を具体化した事業例

[取組の例] [本交付金による支援の例] [自立への工夫の例]

(例1)若年無業者や生活困窮者の移住を通じた自立支援とまちづくり

(例2) 地域産業における人材ニーズと地域での役割を束ねたひとり親世帯 等の移住促進

- (例3) インターンシップ等を活用した若者の地域定着の促進
- (例4) インターネット会議システムを活用した地方の中堅・中小企業におけ る採用面接等円滑化事業
- **(例5)**「生涯活躍のまち」構想策定及び住民合意形成支援事業
- (例6) 大学·社会教育施設等と連携した生涯活躍のまち入居者等の学び直 しのための教育プログラムの開発等

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想・計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠 点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作·実証経費
- 広報・PR経費、プロモーショ ン経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマー ケティング等) など

- 寄付金の募集
- 行政コストの削減 効果の一部を事業 主体の活動経費と して充当
- 中小企業の会費 負担
- 住民の共益費 など

類型⑦:

地域ぐるみの働き方改革

~「地域アプローチ」による労働環境整備の促進~

1. 目的

2. 働き方改革プラットフォームとは

- 〇地域全体の総合力を引き出し、人口減少問題にアプローチするとの共通目標の下、地域間、官民間、異業種間、政策間の様々な連携を引き出しつつ、地域の働き方改革を先導するような取組の実施を担うプラットフォームの設立や、その活動の活性化を進める。
- ○働き方改革プラットフォームとは、以下の役割を担う組織をいう。
 - ① 地域の多様な関係者による課題抽出・目標設定
 - : 都道府県や複数市町村の連携の下に行われる、各種指標の分析等を通じた地域課題の抽出・共有、施 策の優先順位付けと目標設定
 - ② 官民を交えた地域ぐるみでの事業推進
 - : 地域の関係者を巻き込む仕掛け作り、地域課題の解決に向けた取組の実施
 - ③ 優良事例や課題の発信
 - : 優良事例や取組を通じて得られた課題等の関係者間での共有

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる働き方改革プラットフォームの取組

- (2) 関係府省庁の補助金等との連携
- 特定地域、特定業種の利害代表ではなく、都道府県域による実施又は複数市町村による広域連携、官民連携、政策間連携の下、地域の働き方改革を先導するような取組の実施を担う働き方改革プラットフォームの立ち上げ・運営と、それを通じた地域の総合力の向上を目指す取組への支援を行うことに、高い優先順位を置く。
- 企業のワークライフバランスを支援する助成金の積極的な活用 や、ハローワーク等と連携して、働き方改革の取組を求職者等 にも伝わるような仕組みの構築などが考えられる。
- 注)既存の雇用創出関連事業や子育て支援関連施策については、原則、各 省の支援事業で対応する。
- 注)関係事業者からの賦課金や協力金などを通じた財政的自立のための計画を有しているプラットフォームを支援対象とする。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生 推進交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図るこ とが望ましい。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的	(2)先駆的な事	「業手法(多様な連携)	(3)責任ある総合的な経営・執行体制	(4)専門人材の育成・保有
①地域全体の総合力の向上という目的 ②活動全般に関する適切なKPIの設定と PDCAサイクルの整備	①官民協働 ③政策間連携	②地域間連携	①活動の意思決定権の保有 ②将来的な財政的自立	①地域内外からの専門人材 ②先導するにふさわしい議長の選任

5. 本交付金を活用してと併せて行われる取組(推奨事例)

(例1)「働き方改革」推進企業の取組の助長

(例2) 企業における男性の育児休業取得促進やテレワーク推進 に資する取組

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想:計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作·実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等) など

参画起業の負担金、 利用料

など

類型8:

広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

~生活機能の集約・確保やコミュニティビジネスの振興による自立的な集落生活圏の維持・活性化~

1. 目的

- 人口減少や高齢化の進行により、生活に必要なサービスの維持が危ぶまれる地域において、基幹となる集落に機能・サービスを集約・確保し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」形成の取組を進める。
- ○「小さな拠点」を核として、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、持続的な集落の実現を図る。

2. 小さな拠点とは

- ○「小さな拠点」とは、人口が減少しても人々の生活が守られ、 地域に住み続けられることを目指す取組。
 - ▶ 基礎的な生活圏の中で、分散している生活サービスや地域活動の場を「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。
- ▶ 生活機能・サービスの集約・確保や、交流・支え合いの拠点機能の維持・強化をい、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶなどにより暮らしの安心を守るとともに、コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促すことで将来にわたって存続できる持続的な地域づくりを目指す。



3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる「小さな拠点」の事業

- 〇 地域間連携、官民協働、政策間連携の下、「小さな 拠点」の立ち上げや、形成促進に向けた戦略的取 組(設立及び立ち上がり段階)を支援。
 - ▶ 複数の「小さな拠点」を支援するNPOなどの中間支援 組織等の参画する活動
 - 核となる「小さな拠点」の形成を軸にした複数市町村を 範囲とする事業・サービス
 - ▶ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス
 - ▶ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援
- → 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど
- 注) 将来的には、本交付金に頼らずに取組を自走していくことができるような自立性を目指していることが望ましい。

(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 本交付金では、広域的な取組(複数 「小さな拠点」、複数地方公共団体 による取組)が原則的な支援対象。
- 注)複数「小さな拠点」を包含する単体地 方公共団体の取組は、横展開タイプ での支援を想定。
- 単体地方公共団体(市町村)で行う 単体「小さな拠点」の取組は、内閣 府地方創生推進室を窓口とする総 務省、国土交通省等の事業で支援。



- *:複数地方公共団体は、「複数の市町村」によるケース、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」によるケース が想定される。
- 本交付金の窓口も内閣府地方創生推進室であり、審査・採択時等における有機的な連携 や、補助対象事業の重複排除、地方公共団体からの相談等に対する円滑な対応に努める。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2) 先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

①持続的な地域の維持・形成という目的

②活動全般に関する適切なKPIの設定と PDCAサイクルの整備 ①官民協働

③政策間連携

②地域間連携

①活動の意思決定権の保有

②将来的な財政的自立

①地域内外からの専門人材

②先導するにふさわしい責任者の選任

③地域人材育成の手立て・手段

5. 本交付金の対象となる「小さな拠点」の形成・活性化の取組イメージ

[取組の例]

「 本交付金による支援の例]

[自立への工夫の例]

- (例1) 複数の「小さな拠点」を支援するNPOなどの中間支援組織等の参画 する活動を組成する取組
- (例2) 複数市町村を範囲とする事業・サービスの集約・共同化等に係る取組
- (例3) 複数の「小さな拠点」の機能分担や巡回型サービスモデルの構築等 に係る取組
- (例4) 官民連携、広域連携を通じた地域公共交通(旅客輸送)や物流等の 維持・活性化に係る取組
- (例5) 核となる集客施設・拠点等を中心に周辺の複数の「小さな拠点」が連携事業を展開する取組
- (例6) 都道府県と市町村が一体となった「小さな拠点の形成」や、新たな生活サービス等の拠点・事業を実験的に立ち上げるような取組

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想:計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作 実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等) など

- 集落住民や集落 外賛同者からの出 姿
- 参画事業者からの 賦課金や協力金
- 利用者の会費
- 利用者からの料金 収入
- 販売等収益(コミュニティビジネス、地域産品、ツアー商品等)の一部徴収
- 広告料収入 など

類型9:

都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成

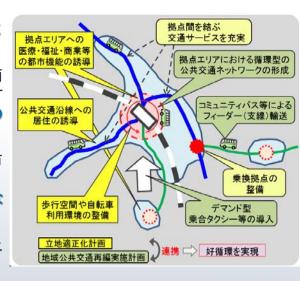
~地域の稼ぐ力と地域価値の向上により、地方都市の再生と地域経済の活性化を同時に実現~

1. 目的

- 都市のコンパクト化と公共交通 ネットワークの形成を、医療・福 祉、子育て支援、公共施設の 再編、「まちの賑わい」づくり、 空き家対策など関連施策と連 携して行うことで、健康で快適 な生活や持続可能な都市経営 の実現を図る。
- 民間のノウハウ等を活用する 官民協働等を推進し、地域の 稼ぐ力と地域価値の向上を図 ることにより、地方都市の再生 と地域経済の活性化を同時に 実現する。

2. 都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成の考え方

- ○生活サービス機能と居住を一定の地域に集約・誘導するコンパクト化と、これらの拠点どうしを公共交通で結ぶネットワークの形成を一体となって行う取組。
- ▶ コンパクト化により、人口減少下においても行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供するとともに、ネットワーク化により、これらのサービスへの住民のアクセスを確保。
- ▶ コンパクト化と公共交通ネットワークの形成に当たっては、都市 全体の観点から、医療・福祉、子育て支援、公共施設の再編、 「まちの賑わい」づくり、空き家対策等まちづくりに関する様々な 関連施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ総合的に検討。
- ▶ 高密度に集約することにより、地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図り、都市の再生と地域経済の活性化を同時に追求。



3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象

- 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成に関する**官民協働 や政策間連携による先導的な取組**が支援対象。**取組の立ち上がり** 段階や試行段階の事業経費を優先的に支援。
- ▶ 官民協働:まちづくり団体をはじめ、地方公共団体と経済界、市民団体、金融機関、交通事業者、社会福祉法人等との連携など。
- 政策間連携:子育て支援の充実、空き家・空き店舗や公共施設等の利活用の 推進、「まちの賑わい」づくり、新産業や需要の創出、健康長寿社会の実現等 関係施策との連携など。
- 本交付金による支援は、**ソフト事業を主**とし、ハード事業については ソフト事業と密接な関係がある場合に限り対象。

(2) 関係省庁の補助事業との連携

○ 本交付金とともに、国土交通省、経済産業省等の各府省庁の補助金等の活 用も視野に入れ、その推進を図る。【調整中】

(例)

- コンパクトシティ形成支援事業(国土交通省)
- 都市機能立地支援事業(国土交通省)
- 都市·地域交通戦略推進事業(国土交通省)
- 地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)
- 空き家再生等推進事業(国土交通省)
- 地域・まちなか商業活性化支援事業(経済産業省)【P】
- 市町村におけるコンパクトシティの取組を府省庁横断的に支援する「コンパクトシティ形成支援チーム」の活用。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的

(2)先駆的な事業手法(多様な連携)

- (3)責任ある総合的な経営・執行体制
- (4)専門人材の育成・保有

- ①地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図り、 地方都市の再生と地域経済の活性化を 図るという目的
- ②適切なKPIの設定とPDCAの整備
- ①官民協働
- ②政策間連携
- ①明確な意思決定主体、責任主体の存在
- ②組織の透明性、健全性、コンプライアンス 等の確保
- ③アカウンタビリティ、情報開示の徹底
- ④関係主体の合意と将来的な財政的自立
- ①事業実施に係る専門人材の確 保
- 保 ②事業実施に係るノウハウの保有
- ③地域人材の適切な育成の手立 て・手段

5. 本交付金の支援対象となる具体的な取組イメージ

[取組の例]

[本交付金による支援の例]

[自立への工夫の例]

(例1) 官民協働型のリノベーション事業によるまちなか再生

- (例2) タウン・モビリティの導入によるまちの回遊性向上と地域経済の活性 化
- (例3) 官民協働型のエリアマネジメントによる「まちの賑わい」創出と地域価値の向上
- (例4) 地方公共団体、バス事業者、商店街振興組合等が連携した乗合バスの運行による地域経済の活性化と公共交通の利用促進
- (例5) 子育て、教育、起業支援等新たなサービスの提供によるまちの拠点 機能強化
- (**例**6) 「ふるさと投資」(クラウドファンディング)を活用した市民のまちなか投資促進
- (例7) 交通系ICカード等のデータを活用した運行見直しによる公共交通の 利便性向上
- (例8) 地域鉄道と地元自治体等との連携による公共交通ネットワークの充実等

- 事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)
- 事業構想 計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠 点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作 · 実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等)など

- 関係事業者からの 賦課金や協力金、 会費
- クラウドファンディング等を通じた賛同者からの出資
- 利用者からの料金 収入
- リノベーションした 空き家等からの賃 料収入
- 広告料収入

など

類型(10):

地域課題解決のためのシェアリングサービスの推進

~地域の需給マッチングによる地域のくらしの質・生産性の向上~

1. 目的

2. 地域における住民主体のシェアリングサービスとは

- 〇地域課題の解決に対応するためには、地方自治体や地域の事業者、地域住民等が一体となって、地域課題に対する需要及びこれに対応する地域資源を地域全体でシェアすることが1つの有効な解決策となると考えられる。
- ○地域の実情に応じて、地域における住民主体のシェアリングサービスを自律的に運営する体制構築 を促進する。
- ○地域における住民主体のシェアリングサービスは、地域の多様な関係者が協働して、地域課題を抽出し、これら課題解決に必要な人材や物資、サービス等について、地域のボランティアや使われていない物資、新たに提供可能なサービス等をマッチングさせ、人材や物資等を広く地域でシェアするサービスを提供することで、多様な地域課題の解決を図る取組

3. 本交付金による支援の対象

(1) 支援対象となる地域における住民主体のシェアリングサービス・(2) 関係府省庁の補助金等との連携

- 地域間連携、官民協働、政策間連携の下、地域住民・企業の積極的な参加を 実現することを土台とした地域における住民主体のシェアリングサービスの実 現を図る。具体的には、以下について支援を行う。
 - i)地域内での人材・物資・サービスのマッチング
 - ii)地域の課題を企業と地域が一体となって取り組む環境の整備
 - iii)地域のファンド構築による地域課題の解決体制整備
- 注) 将来的には、当該取組が会費・手数料収入等を通じた財政的自立を目指していることが望ましい。
- 注)1つの地方創生プロジェクトにおいて、明確な役割分担の下で、地方創生推進 交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることが望ま しい。
- 本交付金では、地域間連携、官民協働、政策間連携といった要素を含む、**立ち上がり段階の事業・運営経費** に対する支援を優先的に対象とする。

4. 要素として必要となる事項

(1)明確な事業目的と具体的な検討

(2) 先駆的な事業手法(多様な連携)

(3)責任ある総合的な経営・執行体制

(4)専門人材の育成・保有

①地域資源のシェアによる地域課題の 解決

②具体的な計画についての検討

③活動全般に関する適切なKPIの設定と PDCAサイクルの整備 ①官民協働
③政策間連携

②地域間連携

)地域间建携

①地域の事業者等の関係者を巻き 込んだ事業実施主体形成

②将来的な財政的自立

①地域内外からの専門人材

②先導するにふさわしい責任者の選任

③地域人材育成の手立て・手段

5. 本交付金を活用して行いうる地域における住民主体のシェアリングサービスの事業例

(例1) 地域での課題に対する人材不足を解決する就労マッチング

(例2) 地域での課題に対する人材不足を解決するボランティアマッチング

(例3) 地域内人材・物資・サービスのマッチング

(例4) 地域の課題を企業と地域が一体となって取り組む環境の整備

(例5) 地域ファンドの構築による地域課題の解決体制整備

[取組の例]

事業推進主体組成経費(協 議会の設立等)

「 本交付金による支援の例]

- 事業構想:計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他 人材確保等関係経費(人材 マッチング等)
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費(販売促進イベント、 展示会等)
- 市場調査経費(テストマーケティング等) など
- 協議会等の体制 の自立に向けた、 関係事業者からの 会費収入等

「 自立への工夫の例]

関係者による出資等

資料5-5

内閣府と調整中

鉄道事業者等が連携した商品開発による地域活性化

[京都丹後鉄道、沿線公共団体、 | 地元商店街、等

事業の背景・概要

- 京都丹後鉄道は、地域住民の生活交通として、また、観光地と都市部を結ぶネットワーク交通として重要な役割を担っているところである。
- 近年、少子高齢化などの影響により輸送人員が減少し、 非常に厳しい経営状況となっていることから、鉄道事業や 地域の活性化のため、沿線自治体や地域商社等と連携を図り、
 - ・魅力的な地域商品の開発
 - ・商品が売れる仕組み作り
 - ・商品を流通させる仕組み作り
 - ・地域周遊交通ネットワークの 構築

など、総合的な地域観光振興に資する取組を行っている。

(参考:京都丹後鉄道概要)

H27.3月:鉄道事業再構築実施計画の認定。 H27.4月:WILLER TRAINS(株)が運行開始(鉄 道施設等は、北近畿タンゴ鉄道(株)が保有)。 同時に、『京都丹後鉄道』という鉄道通称名を 新たに設けたところ。



重要業績評価指標(KPI)等

- 〇 地域商品の売り上げ増加
- 鉄道・バスの輸送人員の増加
- 観光客数の増加による地域の活性化 等

先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【官民協働・政策間連携】

- ○魅力的な地域商品の開発 地域の魅力(自然景観、食事、アクティビティ等)を活用 した魅力的な商品の開発。
- ○商品が売れる仕組み作り地域の魅力のダイナミックパッケージ化(ワンプライス、ワンブッキング、ワンペイメント)を図る。
- ○商品を流通させる仕組み作り 地域商社によるサプライヤー(地元商店、交通事業者)と リテイラー(販売代理店)の結びつけを行う。

【地域間連携】

○ 駅に集客力のあるゲートコンテンツを設置するとともに、 バス事業者、観光施設等と連携し周遊の交通ネットワーク を構築する。また、地元商店街が開発した新たな商品販売 を行うなど、魅力的なコンテンツ等を提供することで、域 外からの観光客を誘致し地域経済の活性化と公共交通の利 用促進を図る。

自立への道筋

〇 将来的には、参画事業者等からの負担金や、地域商品及びパッケージツアー商品の販売収益の一部を徴収しDMO もしくは地域商社等の収入に充当することなどで、取組の 自立を目指していく。

参考となる ポイント

誘客を行う鉄道事業者の再生と、集客を行う観光地の再生、民間と行政の役割分担による包括的な地域活性化、 経済振興が図られる取組となっている。また、他の交通事業者(船会社、JR等)と連携することにより、更に広域な 魅力ある地域ネットワークを構築されることが期待される。

1

内閣府と調整中

観光振興と連携した観光二次交通と生活交通の確保

沖縄県島尻郡座間味村

事業の背景・概要

- ○「慶良間諸島国立公園」指定により観光振興が推進され、 観光協会による広報・誘客等の効率的な実施により、観光 客が増加。これに連動してコミュニティバスの利用環境を 改善することにより、観光客の二次交通確保と地域住民の 生活交通確保を同時に実現。
- 〇 コミュニティバスの利用 者数が好調に推移。今後 も好調に推移すると想定 されることから、コミュ ニティバスについては、 平成27年度以降、国庫補 助に頼らない「自立運営」 を実施。



先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【政策間連携】

- 〇観光客の二次交通確保及び地域住民の生活交通確保と連動 して、座間味村観光協会等による観光振興の推進を実現。
- ○座間味村は離島航路事業者でもあることから、那覇-座間味島等の船舶とコミュニティバスとのダイヤを接続し、観光客等の乗り継ぎ利便性を向上。
- 〇「慶良間諸島国立公園」指定(H26.3.5)に伴い、地域住民 及び増加した観光客も確実に輸送できるよう大型バス(52名 乗り)、マイクロバス(29名乗り)の2両体制を構築。大型

バスは「EVバス」を 採用しており、環境 に配慮を要する地域 ニーズに整合。





〇コミュニティバスの運行情報を、村HP掲載、公民館、ホテル、港待合所等におけるポスター掲示、チラシ配布などで 周知し、地域住民及び観光客の利用を促進。

重要業績評価指標(KPI)等

- 〇 コミュニティバス輸送人員
- コミュニティバス収支

<コミュニティバス輸送状況> H24年度 H25年度 H26年度

	輸送人員(人)	6, 336	9, 868	11, 111
バス	運賃収入(千円)	1, 767	2, 892	3, 022
	収支 (千円)	-1, 105	-711	-693
(参考)船舶	輸送人員(人)	162, 000	179, 000	196, 000

自立への道筋

〇船舶とコミュニティバスとのダイヤ接続による観光客等の乗り継ぎ利便性の向上、国立公園指定による観光客増加を見据えた大型バスの導入、広報・PRを実施。コミュニティバスの輸送人員の増加や収支の改善を受け、平成27年度以降国庫補助に頼らない「自立運営」を実施。

- ①観光振興と連携したコミュニティバスの利用環境改善により、観光二次交通確保と生活交通確保を同時に実現。
- ② 利用者数が今後も好調に推移すると想定されることから、国庫補助に頼らない「自立運営」を実施。

宮崎県西都市・西米良村における貨客混載等事業

宮崎県、宮崎県西都市、西米良村等

事業の背景・概要

- ○平成27年10月頃より、<u>路線バスによる宅配便の輸送</u>(※) や、西米良村の中心拠点から周辺集落(小川地区)まで、また、 周辺集落内において、<u>村営バス等を活用した共同宅配や宅配</u> <u>と併せた買物支援・高齢者の見守りサービスの提供</u>により、持 続可能な人流・物流ネットワークの構築に取り組んでいる。
- ※事業者(宮崎交通、ヤマト運輸)と自治体(宮崎県、西都市、西米良村)が相互連携を図り、バス路線の維持と物流の効率化による地域住民サービス向上を目的に実施。乗合バスによる旅客の運送に付随した少量貨物の運送(道路運送法§82)の規定に基づき実施するもの。



重要業績評価指標(KPI)等

〈平成27年度〉

- 〇西米良村に配達される貨物を西都市のバスセンターから西 米良村のバス停留所まで運送:1日1便運行
- 〇西米良村から配送に出される貨物を西米良村のバス停留所 から西都市バスセンターまで運送:1日2便運行
- 〇周辺集落(小川地区)に配送される貨物等を村中心地から 運送:1日3便運行
- 〇生活支援サービスに関する輸送の共同化:2種類(新聞配達、集落拠点への土産品等の納品)

先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【官民協働】

〇宮崎県、西都市、西米良村の各自治体と、宮崎交通、ヤマト 運輸の民間事業者が連携協定を締結し、地元の住民団体等とも 連携するなどし、官民連携の下、バス路線の維持、生活支援サー ビスの維持・向上と物流の効率化を図る。



【地域間連携】

〇以上の取組により、西都市~西米良村間、さらには周辺集落(小川地区)内の人流・物流を維持していくことが出来る。

【政策間連携】

〇このように、貨客混載や物流ネットワークを活用した買物支援・ 高齢者の見守り等の生活支援サービスの提供により持続可能性を 確保する。

自立への道筋

〇事業計画策定、実証運行、車両改造、広報・PR等に要する 費用を支援し、貨客混載やサービスの複合化によって輸送の 効率化を図ることで自立することを目指す。具体的には、路 線バスの空きスペースの活用や宅配と併せた生活支援サービ スの提供により、生産性向上、新たな収入源の確保を図る。

- ①自治体(宮崎県、西都市、西米良村)と事業者(宮崎交通、ヤマト運輸)、地元の住民団体等が相互連携を図り、実施。
- ②バスの路線網維持、物流の効率化、その他生活支援サービスの提供等による人流・物流の確保。
- ③周辺の「小さな拠点」とともに複数拠点の巡回型サービスモデルの構築に取り組むことができればベター。

内閣府と調整中

住民生活サービスと一体となった生活交通の確保事業

徳島県上勝町

事業の背景・概要

- 〇構造改革特区の活用により、全国の過疎地に先駆けて、 登録ボランティアと自家用車を活用した有償運送を実施。 法改正後はNPO法人が運営を引き継ぎ。
- 〇住民同士の助け合いが、「新しい公共」としての移動サービスを実現。ゴミ分別ステーションの運営やリサイクル商品の作成販売等の住民生活サービス事業の展開と併せて、持続可能な地域づくりに貢献。



先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【官民協働】

- ○町が主宰する運営協議会において有償ボランティア輸送事業の計画を協議・策定。町からNPO法人へ、ゴミ分別ステーション等の運営とともに運行業務を委託。
- 〇町民同士の自然な助け合いにより移動手段を 確保。(運転手は地域の登録ボランティア、 車両は運転手の持ち込み。)

【地域間連携】

〇「小さな拠点」への移動や、「小さな拠点」間の移動等の 確保・利便性の向上により、町民活動を活性化。

【政策間連携】

- ONPO法人が移動サービスと住民生活サービス事業を併せて展開。事務局に併設されたリサイクル商品の販売施設は地域交流拠点としても機能。
- 〇「葉っぱビジネス」等、まちの先進的な取組と 一体となって、有償旅客運送の視察希望者を 積極的に受入れ。

ゴミ分別 ステーション 事業



リサイクル商品 の作成販売

重要業績評価指標(KPI)等

- 〇移動サービス利用者の満足度の向上
- 〇毎年、人口の2倍にあたる約4千人の視察者が来訪
- 〇移住人口の増加

自立への道筋

○登録ボランティアと自家用車を活用することにより、低廉 な利用料金ながら、全国有数の事業規模で、高い利便性で 持続可能性を保つ。

- ①町民同士の自然な助け合いにより生活交通を確保。
- ②地域交流拠点やまちの先進的な取組と連携した持続可能な地域づくりを実現。
- ③地域内外の交流を促進するため、町民のみならず来訪者の移動ニーズも考慮することが望ましい。

乗合バス運行による地域経済活性化と公共交通利用促進

香川県高松市、ことでんバス(株)、 丸亀町商店街振興組合 等

事業の背景・概要

- 〇地方公共団体、バス事業者、商店街振興組合等が連携し、 駅、商店街、商業施設、市役所、病院等を結ぶ乗合バスを 運行。
- 〇公共施設等への交通アクセスの改善、まちの回遊性の向上 によって、生活利便性の向上、買い物客・観光客等の増加 による地域経済の活性化を図る。



「高頻度化」「ルートの明確化」を行い、中心市街地の"回遊性の向上(ちょいのり)"を目指す。

重要業績評価指標(KPI)等

想定されるKPI設定例

- 〇商店街の売上増加
- 〇来街者、観光客数等の増加
- 〇バス利用者数の増加 等

先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【官民協働】

〇地方公共団体、バス事業者、商店街が連携して運行ルート の見直しを行う。

「丸亀町商店街」と「バス事業者」による共同運行

運行サービス概要

[運行形態] 双方向循環(片方向2台:計4台)

車両内訳[小型1台(丸亀町所有) 中型ノンステップ3台(ことでんバス所有)]

〔運賃:運行間隔〕150円(均一・大人※子ども等は80円)

1日38便(東周り、西周り各40分間隔で運行) 〔運行時間帯〕 東周り 平日7:00~20:15 休日7:40~19:35

西周り 平日7:20~20:35 休日8:00~19:55

市民病院ループバスに準拠



まちなかループバス

【政策間連携】

○バス運行ルートを統合・再編し、交通結節点である駅、中心市街地の商店街、市役所・病院等の公共施設をネットワーク化することにより、住民サービスへのアクセシビリティの向上やまちの賑わいの創出を同時に実現。

白立への道筋

- 〇実証運行、利用調査等を踏まえ、既存の3つのバスルート (バス事業者2R、商店街まちバス1R)を1つのルート (「まちなかループバス」)に統合。
- 〇行政からの支援を受け「まちなかループバス」を運行しているが、将来的には、利用者からの料金収入等による自立的な事業継続を目指す。

- ①バス事業者、商店街、自治体など官民連携。
- ② ルートの見直しや高頻度化により、公共交通の利便性が向上するとともに、商店街などの来訪者も増加。

内閣府と調整中

ICカード等のデータ活用による運行見直しと交通利便性向上

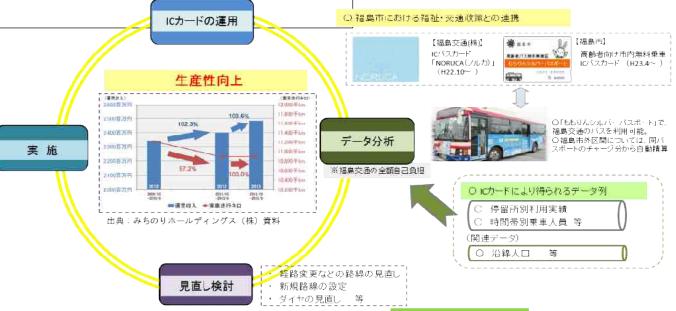
「福島交通(株)(福島 「県福島市) 等

事業の背景・概要

〇地方公共団体、交通事業者、民間事業者等が連携し、交通系 I Cカードの利用データ等を活用しつつ、運行ルートや便数など運行計画の見直し、実証運行等を行うことで、交通事業者の生産性の向上と公共交通利用者の利便性向上を図る。

先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

【官民協働】交通事業者と地方公共団体等の連携。 【政策間連携】高齢者の社会参加を促進する福祉施策と連携。



重要業績評価指標(KPI)等

想定されるKPI設定例

- 〇利用者満足 〇住民サービスへのアクセス向上
- 〇運賃収入増加

自立への道筋

- 〇初期段階は、ICカード読取システム改修、データ分析、実 証運行等について、行政からの支援を受けて実施。
- ○分析結果をもとに運行見直しを行い、利用者からの料金収 入等により自立的に事業を実施。

参考となる ポイント

OICカードから得られるデータを分析し交通事業においてPDCAをまわすことにより、利用環境改善の効果をICカードの導入だけにとどめることなく、生産性の向上、公共交通の利便性の向上につなげている。

6

内閣府と調整中

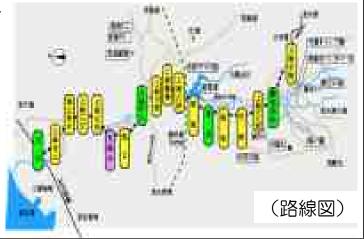
小湊鐵道、千葉県、市 原市 等

地域鉄道と自治体の連携による公共交通網の充実と地域活性化

事業の背景・概要

- 地方公共団体、鉄道会社、住民団体等が連携し、2次交通の確保を含めた域内の公共交通ネットワークの充実を図るため、鉄道の運行と自治体のコミュニティバスの運行との連携の強化や乗り継ぎ改善等を実施。
- また、自治体のサイクルステーション設置と鉄道会社の 自転車の車内持ち込みサービスをセットで行うことで自転

車愛好者らの域外から呼び込み。



先駆性に係る取組(官民協働、地域間連携、政策間連携等)

- ① 域内の交通空白地域の移動手段 の確保のため、鉄道ダイヤとの接 続を考慮したコミュニティバス、 デマンド型乗合タクシーを運行。
- ② 域外から自転車愛好家等を呼び 込み地域の活性化を図るため、鉄 道会社がサイクルトレインを運行、 自治体がサイクルステーションを 設置。
- ③ 地域のブランド化、観光客の誘致のため、沿線にさまざまな芸術作品を展示する「いちはらアート×ミックス」を開催。







重要業績評価指標(KPI)等

- 〇 地域公共交通ネットワークの充実
- 〇 来訪者、観光客数の増加による地域の活性化
- 〇 鉄道の運賃収入の増加
- 地域のブランド化(いちはらアート×ミックスへの来場者数: 87千人(平成26年))

自立への道筋

- 〇初期段階は、事業構想・計画の立案、市場調査、広報・P R費用等について、行政からの支援を受けて実施。
- 〇将来的には、利用者からの料金収入等により自立的に事業 を実施。

- ① 地域の鉄道事業者、自治体、地域住民など、沿線の関係者が一体となり積極的に取り組んでいる。
- ② 公共交通網の充実と地域活性化に向け、交通、福祉、スポーツ・文化、観光等の関係政策が連携し取り組んでいる。